
平成31年 第21回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成31年 3 月 7 日 (木曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成31年 3 月 7 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番 安丸眞一郎	2 番 黒木 徳勝
3 番 森田 勝典	4 番 林 威範
5 番 平田 利治	6 番 松熊武比古
7 番 長野 正明	8 番 平田 康雄
9 番 高橋 直也	10番 平山 賢治
11番 花等 順子	12番 山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安丸 国勝	副町長 ……………	中山 哲志
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	山田 恭恵	健康福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	田中 豊和	子ども課長 ……………	松元 治美
会計課長 ……………	佐田 裕子	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
住民課長 ……………	矢永 孝治	財政係長 ……………	早川 正一
総務係長 ……………	堀内 智史		

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。

町民の皆様には、早朝より傍聴においでいただき、心よりお礼を申し上げます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから平成31年第21回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（山内 剛） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております。9番、高橋直也議員、発言席からお願いします。高橋議員。

9番 高橋 直也議員 質問事項

1. 地域医療について問う

○議員（9番 高橋 直也） 皆さん、おはようございます。議席番号9番、高橋直也です。

通告に従い、関連事項も含め質問を行ってまいります。

地域医療についての質問です。

現在、各地域には医療機関が所在し、地域医療を賄われています。本町においては、隣接する久留米市などが大規模な拠点病院を保有し、そこで重症患者などの対応が行われている状態です。そのような中、全国的に少子高齢化の進展に伴い、医師の確保や病院経営の安定化が顕著であり、また、医療業界を見ると、訴訟リスクが高い産婦人科や小児科のなり手不足や、それらの病院不足が深刻化しています。

そこで、まず1点目の質問です。町内にはどれくらいの数の病院もしくは診療所などがあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

その質問については、担当課長のほうに答弁をさせます。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） それでは、町内の医療機関につきまして報告いたします。

一般診療所につきましては4医療機関ございます。病院につきましては1医療機関、歯科診療所につきましては7医療機関ございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） それでは、現在、特に大刀洗町の高齢者の方が診療されている医療機関で、どれぐらいの割合が町内にある病院や診療所などで行われているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 町内の高齢者の方が町内の診療所にどれくらい受診しているかでございますけども、国民健康保険被保険者の平成30年12月における受診で申し上げますと、対象者が1,490名、うち町内5医療機関を受診された数が388名、受診率につきましては26.0%となります。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） やはりほとんどの町民が町外まで行って診療されているのが現状だと思われま。

それでは、子育てしやすい町を推奨している大刀洗町は、町内に小児科外来受診ができる医院の数はどれぐらいあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 町内におきましては、小児科はございません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 本郷校区の栄田地区の白石医院が先月いっばいで閉院し、地域住民の皆さんから不安の声が出ています。ここには、確か小児科外来があったはずですが、そのような中、地元の2行政区の区長さんから、何らかの形で診療所を存続してほしいとの陳情もいただいております。

地域医療の必要性を確保するためにも、白石医院跡地で、特に小児科外来のあるような医療機関を何らかの形で存続できるように、国や県などに支援を求めることはできないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 御承知のとおり、白石医院でございますけども、本年の2月末をもって閉院となっております。3月15日までは看護師で対応可能な範囲で連絡を受け付けるようになっているようでございます。

大堰小学校横にございました名取医院の閉院後も、大堰地区の方々のかかりつけ医として白石医院さんがありましたけども、今回の白石医院の閉院で町の医療を考えますと、非常に残念でな

りません。

白石医院の閉院につきましては、医療法第9条第1項に基づき、白石医院側から福岡県へ病院診療所廃止届が提出されまして、閉院が認められたものであります。よって、県に対しまして、地域として閉院取り消しを申し出ても、どうにもなるようなものではございません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） そうですね。やはり医療機関とはいえ、民間経営ですので、県や国にお願いしてもどうにもならないということですよ。しかし、やはりあの地域には医療機関がなくてはならないと思っております。

医療法人白石医院は1954年に白石重三郎院長のもと白石医院として開業以来、約65年間、地元の地域医療を担われてきた医院です。また特に、町内に唯一あった小児科外来がある医院です。

国や県の支援が受けられないのであれば、大刀洗校区にある大刀洗診療所のように、町からの指定管理などにおいて医療機関としての存続はできないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 町のほうとしましては、白石医院跡地を購入して、指定管理者としてやっていく考えはございません。

理由としましては、町内のほうですけれども、一般診療施設が4、病院が1、歯科が7つございますけれども、先般の西日本新聞だったと思いますけれども、厚生労働省が発表した医師の充足状況の判断の目安でございますけれども、医師偏在指標で申しますと、大刀洗町が属します久留米医療圏は全国335の二次医療圏の中で第3位、全国的に見ましても、医療機関の数や医師数がかかなり多い地域でございますので、町としましては、白石医院の跡地を購入してどうこうする考えはございませんので、久留米圏域と考えますと、近隣施設に多数の病院がございますので、そちらのほうにかかりつけという形で行ってもらうのが、いたし方ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 福岡県地域医療構想の中にも、急速な高齢化の進展の中で、疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するために、求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者などの協力のもと、医療関係及び関係機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提携する体制を構築することが必要であるとも書かれております。

そして、日ごろから身近で相談に乗ってもらえるかかりつけ医を持つことが重要であり、かか

りつけ医はその機能を地域で十分に発揮することが期待されることもあります。

足が悪いお年寄りや障害を持った人でも、車の免許を持たない人でも、通院できる状態が必要だと思いますが、今後の大刀洗町全体の医療機関のあり方としては、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） まず、行政としましては、医療機関を設置することは難しいというふうに考えておりますので、確かに高齢者の方、障害を持つ方にとりましては、なかなか厳しいかと思っております。特に、御承知のとおり、本町におきましては、移動手段が第1の課題ではなかろうかというふうに思っておる次第でございます。

大刀洗校区におきましては、町のハイエース、10人乗りのバスを使いまして巡回バスを行って、大刀洗校区の医療機関のほうに回っていただいているような状況でございますので、そういうふうな流れが各校区のほうに起きればよろしいのではなかろうかというふうに考えておる次第でございます。

また、これから開業される医師の方が本町のほうで開業していただくことを願う次第でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 地域住民が安心して医療機関に通える環境の整備を構築していただけるように、改めて申し上げときます。

最後に、これからますます少子高齢化社会が進む中、買い物難民や医療難民などが増える一方、高齢者には車の運転免許返納を勧めたり、個人の医療機関の地方離れなど、ますます地方に弱者が増える構図になっています。

そこで、地方自治体としての役割を、また地域包括ケアシステムを最大に発揮するためにも、地域医療の必要性、利便性などをしっかりと調査研究し、弱者を救える施策を実行していただきたいと申し述べまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、8番、平田康雄議員、発言席からお願いします。平田議員。

8番 平田 康雄議員 質問事項

1. 町民を対象とした人間ドックの実施について
2. 若者を対象としたピロリ菌の検査について

○議員（8番 平田 康雄） おはようございます。議席番号8番、平田康雄です。

私は、町民を対象とした人間ドックの実施及び若者を対象としたピロリ菌の検査、この2件について質問いたします。

まず最初に、人間ドックの実施について質問します。

昨年の12月議会でがん検診の無料化について質問いたしましたが、全てのがん検査を無料にすることは厳しいが、内部で協議するといった回答がございました。結果として、来年度のがん検診費用はおおむね500円に引き下げられましたし、肺がん検査についても、より精度の高いデジタル直接撮影が行われるようになったということでございます。

しかしながら、本格的に成人病とか、がんを撲滅するというためには、町が行うこのような特定健診、がん検診に加えまして、定期的な人間ドックをあわせて実施するということが必要ではないかと考えております。

人間ドックはかなり詳細に検査されますし、同時にエコー検査や心電図など、さまざまな検査が行われますので、成人病とかがんの発見率も高くなります。

昨年放送されたNHK「ためしてガッテン」によると、最近、医療技術が進み、早期発見が困難と言われた膵臓がんもエコー検査で早期に発見、治るようになったということでもあります。

ただ、人間ドックというのは非常に費用が高額であります。聖マリア病院に問い合わせましたところ、半日ドックでも4万1,040円かかるといったことでございます。町民全員を対象として実施できればいいんですけども、相当な経費がかかると思われまます。予算上、かなり無理があると思うわけでありまます。

そこで、考えられますのは、がんというのは50歳ぐらいから急激に発生率が高くなる傾向にありますので、その頃から5年おきに人間ドックを実施したらどうかと思っております。5年おきに実施するのであれば、予算的にも可能ではないでしょうか。

以前、指定年齢ということで町から通知がありまして、聖マリア病院で人間ドックを受けたという記憶が私もあるんですけども、現在、高齢者を対象とした人間ドックというのが実施されていないようでございます。

そこで、町長に次の2点について質問いたします。まず、1点目ですけども、現在、60歳を対象とした人間ドックは実施されていないようですが、いつごろ廃止されたのか、また、廃止された理由は何か。2点目ですけども、町民を対象として、50歳ごろから5年おきに人間ドックを実施することはできないか。

以上であります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） ただいまの質問についても、担当課長のほうから答弁をさせまます。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） それでは、平田議員の御質問の町民を対象とした人間ドックの実施について、まず1点目の人間ドックはいつ廃止したのか、その理由は何かについてでございますけれども、大刀洗町では、昭和62年から指定年齢によるドック健診を実施しておりました。しかし、受診者数の減少により平成17年度末に廃止しております。

次に、2点目の50歳から5年おきに人間ドックを行ってはどうかについてでございますけれども、大刀洗町では、昨年度、平成29年度から、40歳、45歳、50歳、55歳を対象に人間ドック健診を行っております。これは高齢者に比べ相対的に健康への関心や優先度が低く、特定健診の受診率が低い40代、50代の働き盛りの世代を対象に、健診内容が充実した魅力的なドック健診の受診を通じて健康への関心を高めてもらい、定期的な特定健診の受診につなげ、町民の皆様の健康増進に寄与することを目的としまして、実施しているものでございます。

議員御質問の対象年齢の引き上げにつきましては、昨年度に事業を開始したばかりでございますので、まずは40代、50代の世代の健康に関心を持ってもらい、この世代に受診勧奨に注力するため、現在のところ考えておりませんが、町民の皆様の健康増進に寄与する健診のあり方については、引き続き受診者数や費用対効果などを総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） それでは、再質問をさせていただきます。

人間ドックについては、受診者が少ないから廃止したということで、29年度から再度実施しているということでございます。対象者も40、45、50、55と、非常に若い方を対象にされているということでございますけれども、残念ながらそういうことを私は知りませんでした。40歳から55歳というのは、まさに働き盛りといたしますか、子育てにも金がかかるし、家庭を維持するために非常に重要な時期ということでもあります。このような若い人をがんや成人病から守るということで、人間ドックを実施するというのは大変素晴らしいことであると私は思います。

そこで、質問ですけれども、現在、行われている人間ドックの経費、これは1人当たりどの程度かかっているのでしょうか。また、そのうち個人負担というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） ドック健診の単価、個人負担でございますけれども、個人負担につきましては3,000円、そして町のほうから医療機関に支払う分が3万円、合計で3万3,000円がドック健診に係る費用となっております。

ですので、町としましては、89万1,000円を支出したようなことになっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 私が調べたのは4万円とかいうことでしたけども、3万円ですね。3万円、町が負担して、個人負担が3,000円というのは、極めて安いですよ。

それで、かなり高額補助となっておりますけれども、実際、町が支出する助成金の総額ですかね、それほどの程度なんですか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 先ほど総額としましては……

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 失礼しました。89万1,000円ですよ。89万1,000円が総額ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）失礼しました。

総額で89万1,000円ですかね。思ったよりも少ないですよ。やっぱり受診率がかなり低いんですかね。

昨年度の人間ドックの対象者というのは何名ぐらいで、実際に受診された方はどれぐらいでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 昨年度の受診対象者の数ですけれども、136名となっております。それで、受診者につきましては27名、率でいきますと19.9%、約20%の方が受診された形になっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 136名で27名、約2割ということですね。

私は、人間ドックだから6割ぐらい行ってるのかなと思ってましたけど、結構、低いんですね。現在、40歳から55歳までの若い方を対象として人間ドックを行っているということですが、先ほど言いましたように、がん登録統計によると、がんの発生率というのは50歳ぐらいから急激に年を重ねるごとに増えてくると。という、60歳、70歳になると、非常にがんの発生率が高いわけですよ。

やはりそうなりますとね、若い方というのは生活を守るために非常に重要かと思いますが、率からいうと、50歳以上は非常に多いんで、やはり60歳以上の高齢者というのも人間ドックの対象にすべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 60歳以上も対象にしてはどうかということですが、経費の増ということにもつながりますので、まず財政側との協議ということもございまして、ちょっと内部のほうで協議、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） そうですね。確かに予算的には非常に、60以上を入れると急激に受診される方が増えるから、今は90万ぐらいで何とかなっているけど、数字的にかなり跳ね上がるということで、確かに先ほど言いましたように、個人負担を今まで1,000円だったのを500円にするとか、新しい精度の高いデジタル撮影ですかね、そういったものを新たに導入して、がんを撲滅しようという、そういった努力は非常にわかりますけども、そういった努力によって、来年からは一般健診の中で、特定健診の中でがん検診を受ける方が増えると思いますけど、まだまだ受診率というのは低くて、やはりかなりの方が、年間60名ぐらいですかね、平均しますと、そのくらいの方ががんの早期発見というのが遅れて、お亡くなりになっているということもありますので、先ほど検討するというごさいますけれども、特定健診、がん検診、加えて60歳以上の高齢の方も人間ドックをぜひ実施してもらわないかなと思っております。

確かに財政的には非常に厳しいと思いますけども、30年のふるさと納税は10億円を超えたという、嬉しい話も聞いておりますので、こういった資金を活用すれば、十分に実施できるんじゃないかと思っております。ぜひしっかりとできる方向で検討していただきたいと思います。

これで、1問目の人間ドックの実施に関する質問を終わらせていただきます。

次に、2問目です。若者を対象としたピロリ菌検査について質問いたします。

ピロリ菌の正式な名称といいますのは、ヘリコバクター・ピロリというそうでございます。ピロリ菌は、飲み水や食べ物など経口感染するのがほとんどで、多くが幼少期に感染するそうです。

日本では、衛生環境が十分整っていなかった時代に生まれた方の感染率というのが非常に高いということで、50歳以上の約8割の人がピロリ菌を保菌しているということでもあります。

現在、水道や下水道が整備されていると、特に大刀洗では両方とも整備されておりますから、そういうふうに生活環境が改善されたために保菌者は減少傾向にあるということですが、それでも国民の半数程度が保菌者だそうであります。

ピロリ菌が引き起こす病気としては、胃がんのほかに、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、萎縮性胃炎などがあるそうですけれども、特に潰瘍患者の90%以上がピロリ菌によるということだそうです。

1994年に世界保健機構が疫学的な調査からピロリ菌を確実な発がん物質と認定したそうです。ピロリ菌を除菌することにより、胃がんの発生率が3分の1に抑制されるということで、ピロリ菌を除菌というのが胃がん予防に極めて効果があるということが証明されています。

昨年10月10日付の西日本新聞に「中2全員対象ピロリ菌検査」という記事が掲載されました。胃がんの撲滅を図るために、中学2年生を対象としてピロリ菌の検査を行うとの内容でした。

具体的には10月9日に神奈川県横須賀市が、2019年度から市内に住む中学2年生全員を

対象として、任意で胃がんの主原因となるピロリ菌の感染検査を実施する方針を明らかにしたという内容でした。

検査及び除菌のための費用を公費で負担し、胃がんの撲滅を目指すとのこととあります。胃がんというのは、肺がんとか大腸がんに次いで3番目に死亡者数が多いがんであるとのことですが、胃がんの9割以上はピロリ菌が原因で発症するということとあります。

なお、ピロリ菌の検査というのは既に全国10以上の市町村や県で実施されているとのことと、九州では佐賀県が中学生、それから鹿児島県が高校生を対象として任意で実施しているそうとあります。

佐賀県では、中学3年生が8,000人のうち、85%程度が受診されているそうで、検査に要する費用は1人当たり、1次検査が790円、2次検査が2,600円で、合計3,390円ということとあります。一方、鹿児島県では、高校1年生、1万5,000名を対象として検査のみ実施されているとのことと、ほとんどの学生が受診されているとのこととございます。仮に大刀洗町で中学2年生を対象として検査のみ実施した場合、現在の時点では136名でございますから、46万円ほどの経費がかかる計算になります。

そこで、次の2点について質問いたします。1点目は、ピロリ菌検査の効果についてどう思うか、2点目は、中学生を対象としてピロリ菌の検査を実施してはどうかということとございます。よろしくをお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まず、1番目の回答は担当課長、2番目のほうは教育長から答弁をします。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、1点目のピロリ菌検査の効果についてどう思うかについてでございますけども、2014年9月に世界保健機構WHOの専門機関でございます「国際がん研究機関」が、全世界の胃がんの約8割がピロリ菌の感染が原因であり、ピロリ菌の除菌で胃がんの発生を3割から4割減らせるとして、各国に除菌による胃がん予防対策の検討を求める報告書を発表しているような状況でございます。

一方、日本人のピロリ菌感染率は中高年で高く、若年層では近年低下傾向にあり、ピロリ菌の除菌療法が胃がんのリスクを低下させるという研究結果が集積されつつありますが、ピロリ菌に感染した人の全てが胃がんになるわけではございません。

このため、現在のところ、国の指針では有効な胃がんの検診方法としまして、50歳以上を対象に「胃部エックス線検査」または「胃内視鏡検査」とされているところとございます。

以上でございます。

2点目につきましては、教育長のほうから答弁、よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えします。

中学生を対象としたピロリ菌についてですけれども、学校保健安全法施行規則で検査項目の対象となっておりませんので、現在のところは教育委員会として実施する予定はございません。

実施自治体の状況でありますとか、ピロリ菌除菌のために使われる抗菌薬で副作用が起こるとも聞いておりますので、そういったことも含めて、今後、十分に調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 再質問ありませんか。平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

ピロリ菌の検査というのは、胃がん、潰瘍の発生を未然に防ぐためには、それなりの効果があるけれども、全員ではないと、がんが起こる、ピロリ菌が全て胃がんの原因となっているわけじゃないということでございます。

50歳以上を対象に内視鏡検査をやっているということですね。しかし、中学生を対象にしてピロリ菌の検査をすることは、ちょっと予定はないと、そういった回答でしたけれども、ピロリ菌検査というのは胃がんや胃潰瘍の発生を未然に防ぐということについては、やっぱり効果が期待されるわけございまして、費用も3,390円と、全員が実施しても46万円ということで、中学生の健診にあわせてすれば、比較的容易に検査はできるんじゃないかと。

ただ、除菌に対しては副作用があるということございましてけれども、そういった検査だけやって、除菌するかどうかは個人に任せればいいのかと、任意でやればいいのかと思いますけれども。

調査検討するということですが、ぜひしっかりと内部検討をしてもらいたいと思いますけれども、その場合、これは、どうでしょう、教育委員会だけでできる問題じゃないということで、健康福祉課とか、財務課とか、そういうところも含めて研究すべきだと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 議員がおっしゃったとおり、教育委員会、子ども課なり、健康福祉課、またそして総務課の財政当局等を含めまして、今後、協議検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 調査研究するということございましてけれども、新たな事業を始め

る場合、確かに財政面も含めさまざまな検討というのがやっぱり必要になってきます。佐賀県とか鹿児島県のように、県として取り組んでもらえるというのが理想的ですけれども、残念ながら福岡県では取り組まれてないようでございます。

そこで、質問ですけれども、県内でピロリ菌の検査をさせている市町村というのは御存じでしょうか。どこかありますか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 福岡県はともかくですけれども、近隣の自治体で検査をやっているというふうには聞いておりません。無いというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） ピロリ菌の検査というのは、がんや潰瘍を防止するのに非常に効果的で、将来、病気の人を減らすということにもつながりますから、結果として町の支出を減らすことになって、財政面から見ても効果があるんじゃないかと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 確かに若年性というか、若い時から検査をして早期発見・早期治療を行っておけば、確かに医療費の適正化にはつながるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 若者を対象としてピロリ菌の検査を行って、これは個人ですればいいんでしょうけれども、除菌すれば子ども達が胃潰瘍とか胃がんのリスクから解放されまして、将来にわたり健康な生活を送ることができるわけでありまして。

検査は、先ほども言いましたように、中学校で通常行われている健康診断時の尿検査ですね、あわせて実施すれば、わずかな経費で簡単に実施できるということですし、町としてもがんによる死亡者や潰瘍患者を低減することにつながりますから、長い目で見れば、財政面からも少なからず効果が期待できるんじゃないかと考えた次第でございます。ぜひしっかりと教育委員会、それから健康福祉課、財務課あわせて、ピロリ菌の検査について実施する方向で検討していただきたいと思っております。

よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、2番、黒木徳勝議員、発言席からお願いします。

なお、黒木議員より資料配付の申し出がっておりますので、許可いたします。

黒木議員。しばらくお待ちください。——それでは黒木議員。

2番 黒木 徳勝議員 質問事項

1. ふるさと納税について

2. 佐田川橋の架け替え工事と堤防強化について

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番の黒木徳勝です。議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は2項目について、ふるさと納税についてと、佐田川橋の架け替え工事と堤防強化についてでございます。

それでは、まずふるさと納税について質問いたします。

ふるさと納税については、総務省は、平成31年6月から、調達費が寄附額の30%以下の地場産品という返礼品の基準を守っている自治体だけをふるさと納税制度の対象に指定する方針と公表されていますが、当町としての対応を問うものでございます。

まず、第1点については、総務省がギフト券を付与した31自治体を、返礼品の基準に違反したというようなことで、西日本新聞に公表されました。それで、本町も含まれておりましたので、その違反の詳細について、まず問うものでございます。

まず、1点目、回答をお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（山内 剛） 黒木議員、小項目ごとで。

○議員（2番 黒木 徳勝） 小項目ごとをお願いいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

違反の詳細についてでありますけれども、まず大刀洗町としては、ふるさと納税の返礼品割合に関して、これまでも総務省通知を遵守して対応してきたところですが、今回、アマゾンポイント付与に関して総務省と若干の認識の違いがあり、返礼品の基準に違反したとして公表されたものです。

この間の経緯を説明しますと、昨年末、「さとふる」から年末に向けアマゾンポイント付与の提案があり、「返礼品」の額に変動がないことや、これまでも他自治体において、「さとふる」以外の楽天のサイトにおいて「お買い物ポイント」等の付与がなされていたことから、「さとふる」の提案も総務省通知には違反していないと理解して、12月21日に実施したものです。

しかしながら、同日付で総務省が「ポイント付与は返礼品とみなす」との新たな通知を発出する旨、マスコミ報道で確認をいたしましたので、直ちに「さとふる」にポイント付与を解除するよう連絡をし、同日23時にポイント付与を解除しています。

このため、21日0時から23時までの23時間、本町も「さとふる」にアマゾンポイント付与が掲載され、総務省から返礼割合が3割を超えているとして市町村名を公表されたものです。非常に心外でありますけれども、仕方ないです。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今、町長は仕方ないということですが、住民はその内容を知らんわけですね。そこら辺をちょっと詳細に説明していただければ、わかるかと思いましたが、質問したわけです。

ただ、誰もやっぱり新聞に載ったなら、大刀洗町は非常に返礼品はいいというふうを考えておったのに、「ぽんと」出たものですから。今、町長は、そのような回答は住民にしておらないと思うわけですね。ただ、新聞見ただけ、その後の結局、何というんですかね、それに対しての、言うなら広報でもですね、こうだったというようなことはなかったというふうに思います。それについては、やはり町長が今言ったように、「きちっ」とした回答をしておけば、私たちも納得するわけですね。そこについて、ちょっとお聞きしたわけです。

課長さん、そういうことです。もう一回、回答を町長、お願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） そう言われると、一般の住民の方はやっぱりわからないだろうから、次の広報誌、広報誌にその説明は出すようにします。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今、町長が申しましたように、非常に大刀洗町は、このふるさと納税については課長さん以下頑張っておりますので、非常に増えておることについては感謝しておるわけです。そういう中で、ああいうふうな新聞が出たので、即、今、広報でもこういうことでしたというふうな、やはりはっきりした弁明といいますか、実際しておったことを知らせていただきたいというようなことで質問したわけです。

以上で終わります。

それと、2番目については、ふるさと納税については非常に増えております。それで、大刀洗町の返礼品はやはり非常に魅力があるというふうに私は思います。

それで、どのように内訳が出ているのかということは、この前、30年の12月の28日付で西日本新聞——これはちょっとごめんなさい。NHKで2月の1日に夕方6時10分から、大刀洗町のふるさと納税に対する、個人の大工さん等々のあれがテレビに出ておりましたので、非常に地場産としての誇りを地域振興課が非常に頑張って、放送されている映像が出ておりました。

そういうことも含めて、今、現状はどのような返礼品が出ておるのかを、よければ明細に分類していただければ幸いかと思いますので、回答をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

内訳についてでありますけれども、個別の返礼品の出荷状況の内訳については、事業者の売り上げや収入に係る情報であり、本町ではこれまでも公表していませんが、本年1月末現在で、農産品や食品が1万1,136件、1億1,644万5,000円、その他の町内で製造されている返礼品が1万1,221件、8億3,088万円となっており、町内経済に大きく寄与しているものと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 再質問いたします。

今、私が言ってるのは地場産の中でですね。事業者が云々と言っておるわけではありません。いろいろな結局品物を、農産物がこれくらいですよと、それと酒類なら酒類と、木工類と、そういうふうに結局、事業者の中においてもいろんな分類を打っておる事業者があるかと思えます。そういうことで、誰々の産業の、どここの事業者が云々ですよというようなことは、ちょっと今町長が申しましたように、いろんな事業収益があるかと思えますけれども、言うならば、「酒類は今ある程度このくらいですよ」と、「農産物ですよ」と、「工業製品」と、それと、もし、大刀洗町は海産物がないかと思えますけれども、その他の「海産物等も出しておる」というふうな、事業種と申しますかね、そのようなことの回答をお願いしておるわけでございまして、A社が幾らというようなことについては、やっぱり個人のいろんな情報等があるかと思えますので、そこら辺のことはちょっと分ければ、担当課長等がわかっておれば説明をお願いしたいというようなことで言ったので、町長さん、そういうことでございまして、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

まず、御理解いただきたいのは、先ほどから申し上げておりますように、1品1社の部分がございまして、それでも農産品であったり、食肉加工品であったりというところの内訳というところをお願いしたいと思っております。

内訳としましては、米、野菜ほか大刀洗の農産品に関しましては1,489件、寄附額にして1,500万ぐらいということ、3割がお礼品分になりますけど、450万ぐらいのお礼品ということになっております。

続きまして、食肉、食肉加工品、海産物等が6,037件程度の寄附額が5,097万円程度ですね。1,500万程度のものでございます。

続いて酒類は550件程度の、寄附額が800万円程度でお礼分がその3割の240万程度で、その他食品としまして、こちらが、お味噌であったりしょうゆであったりコーヒー、お菓子とかスープ、いろんなものを出しておりますが、その他食品としまして3,060件程度の寄附額4,200万程度でお礼品分が3割ですので1,200万円程度となっております。食品に関しては、そのような内訳になります。

その他、町内製造品ですね、木工でしたり生活用品でしたりというのが、分類分けをしようとしたのですが、やはり1社1品ですので、ちょっと分けるのが難しいところがございます、先ほど町長のほうから答弁ありましたように、全体含めまして、生活用品だったり、石けん、衣料、アクセサリ、家具、寝具など全部あわせまして、その他製造品1万1,221件の、寄附額が8億3,000万程度で、お礼品分が2億5,000万程度というところの内訳となっております。以上です。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、今の詳細にある程度説明がありましたが、一番多いのは、木工品その他が8億円で、そこら辺をもうちょっと、再度ちょっと聞き漏らしたので教えていただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） その他製造品内訳としまして、まとめておりますが、内容としましては、生活用品でありましたり、石けんなどの生活用品ですね、あとは衣料、絣なども出しておりますので、そういった衣料、それにアクセサリ等、それと家具、寝具などでございまして、あわせて1万1,221件程度ですね。まだこれ1月末ですからですね。寄附額が8億3,000万程度のお礼品分がその3割ですので、2億5,000万円程度ということで集計しております。以上です。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） ちょっと勘違いしておりました。830万程度ですね。その他は、（発言する者あり）8億。ありがとうございました。

それでは、今後もいろいろ、私、一番多いのが、食肉加工用のその他ですかね、その他がたくさんあるようでございますので、内容は、やはり私たちは、もうどれが一番売れておるだろうかというようなことも考えて、ちょっと質問したところでございます。

あとのふるさと納税については、2人の議員がいろんな内容等については後で質問がありますので、これでふるさと納税については終わりたいと思います。

それでは、2項目めの佐田川橋のほうの架け替え工事と堤防強化について、質問をいたします。現在、床島地区の佐田川と長田川に架かっている橋の架け替え工事と上流の堤防強化について

問うものです。若干、朝倉市が入っておりますので回答ができないかと思っておりますけれども、回答のできる範囲で結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、平成29年2月11日に床島公民館で説明会が開催されております。それで、その後の対応はどのようになっているかをお尋ねしたいと思います。その2月の11日においては、今までの内容といたしましては、26年度にボーリング調査を行いました。そして27年度に地質調査をした。そして、28年度に国と県が協議を行いまして、詳細設計を実施し、架け替え位置を国と協議の上、決定したというようなことで説明がっております。位置については、大刀洗側に橋梁はつくるといふようなことの説明であったと聞いております。その後の対応について、どのようになっているかをお願ひ、質問をいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

床島公民館説明会開催後の状況についてであります。平成29年2月11日に床島公民館にて開催されました説明会后、福岡県久留米県土整備事務所では、既存の橋梁撤去に伴う移転補償の調査や、新橋梁架設にかかわる路線測量、用地測量及び物件調査の業務を発注しており、今後は用地交渉のための土地の鑑定等が予定されています。

なお、新年度の用地取得の予算化の状況については、県内の災害復旧事業に関する用地取得もあり、県からは明確な回答は得られておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） ということは、その後については、県からの回答はなしということですか。ちょっと地元の住民に聞きますと、結局これについては、もう2番、3番も続けて、一括でいたしたいと思います。今、お手元にちょっと図面を書いております。どこかわからないかと思っておりますので、ちょっと簡単に説明を申し上げたいと思います。

今、ここに下のほうに書いておりますように、長田川橋と佐田川橋が、今度上流に、私が今赤くしておるところは、この前、説明があったように、そこら辺に橋梁ができるというような予定です。私が言っておるのは、結局、今ここの家屋の中で、2軒移転されるというふう聞いておるわけですね。二宮ホンダ分と、あと1軒ですね。そこについては、去年の12月と1月に県土事務所が見えまして、結局、用地交渉の交渉に入られたというようなことで、言うなら家屋調査ですね。家屋調査をいたしますから、3年間分の所得証明ですかね、そういうものを一応提出してくださいというようなことが1点です。

それと、この床島地区の土地を持っておられる方たちが、言うならば、この朝倉市の用地買収は、もう進んでおるといふようなことでございましたので、先日、朝倉県土事務所に、一体どの

ような状況かというようなことを尋ねてまいったら、結局、「30年度は、もう一部買収しておりますよ」と。「31年度が、もう予算がつけば、もうほとんど買収にかかります」というような回答でした。それはここに図面を書いておりますように、ちょっとこの図面を見ていただきたいと思いますが、これ赤い点線が、県道鳥栖朝倉線です。上に黒い線が町村境です。そういう中で、この下長田と書いておりますけれども、このチョンチョンチョン書いておるのが、言うなら、この県道鳥栖朝倉線のバイパスというようなことになると思います。

そういうことで、この右のほうの長田の上に町と書いてますね、町、ここから、この橋のところまでが、結局、朝倉の県土事務所が買収する箇所だというふうに聞いております。その中でも、この右側のほうが、これは両筑橋ですかね、それから来る東さへ来る道路になります。

問題は、私が町長にお願いしたいのは、今この佐田川の右岸と、左岸の用地買収は、非常に、どこら辺まで用地買収するのかというのが聞きたいわけです。問題は、この橋の橋梁の右岸、左岸だけでなく、この二宮ホンダからこの佐田川にかかっておる左岸ですね、左岸に、ここにずっと、今私が佐田川と書いております。ここの結局、左岸等もずっと山林があるわけですね、山林と畑が。そこからずっと下流に行きますと、この床島用水ですかね、そこから、この筑後川に入るわけです。そこら辺までの用地買収まで含まれておるのかというようなことを、まず聞きたいわけで、そこら辺については、まだ説明があったかどうかわかりませんが、そこら辺が「いかがなものでしょうか」というようなことを、ちょっとお聞きしたいわけです。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その用地の件については、町のほうには詳しい説明は今まであっていないと承知しております。

これから用地交渉に入っていく時には、町のほうも担当者が一緒に同行したりしてやっっていくつもりですけれども、何せ県が主体であることですからね、余り町がいろいろどうだこうだちゅうのも、余り差し出がましくて言いづらいところがありますので、そういう実際に用地交渉について入っていくようになったら一緒に同行してやっていきたいなというふうに思っているところです。

その何か情報を、ここはどうしても知りたいということがあれば、担当課のほうに言ってもらえれば、その分については聞かせます。何もかも全部というわけにはいかんと思いますが、そういうことですから、よろしくをお願いします。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、それに関連して、今町長が申しましたように、情報については、建設課のほうで課長さんのほうが、一応ぜひ、やはりそこまでの情報を地元のほうは、

数十年前もこの用地買収の、そこまで広げにゃ、結局この地域は発展せんというようなこともありまして、非常に今洪水等が発生しておりますので非常に危険箇所でもあります。そういうことも含めて、今後、建設課長さんが情報等についてお願いしたいと思います。

それに絡んで、ついでにもう4番目の、上流からの堤防強化の現状と今後の計画について、ちょっとお手元に差し上げております佐田川八重津地区堤防補強災害復旧工事、今現在、ここが工事があっております。この右側の図面をちょっと横にさせていただくとわかりますように、今私が左のほうに地図の丸を書いております。佐田川の矢印が書いてあります。そこに大体今度は橋が架かるというような予定箇所だと思います。

そういう中で、結局、金丸橋から下流の今あのチョンチョンチョン書いております。そこが去年の災害で、結局水が漏水したところでした。これについて、言うならば、河川敷のほうから堤防の下をくぐって、こっちの左岸ですね、左岸の田んぼのほうに漏水したというようなことで、遮水ですかね、矢板ですかね、矢板をここに300メートル、今打ってあります。その下に、堤防強化というようなことで、2万立米ですね、2万立米、泥の、今この盛り土ですね、盛り土の工事があってあります。今までは、これがなかったようですけども、この盛り土のところの用地は、今ずっと用地買収があつて、この盛り土があつているわけです。それで、県土事務所にもちょっと行って、話をいたしましたら、これから下の佐田川の橋までについては、やはりこれ災害復旧工事でございますので、将来についての堤防の盛り土の拡幅については、今の現状では結局「すぐは言えません」というようなことでございました。

そういうことで、私が言っているのは、今度、この橋が100メートルの長さの橋梁になるわけですね、説明では。そういう中ですから、この100メートルの堤防が、これは広がると、また100メートルより長くなるかというようなこともちょっと心配したことで、ちょっと県土事務所等行きましたら、そこまでについては、「まだわかりません」というような話でございましたので、そこら辺についても、今後、床島地区工事区、時期ですね、地区については、非常に関心が深いように思いますので。なぜかという、この上流に、前の小石原川ダムができておりますけれども、来年、31年度で完成ということになりますけれども、やはり非常に7月の豪雨等については危険箇所のところでもありますので、そういうことで工事がされております。

これについても、建設課のほうについて、若干、よその地域というようなこともあるかと思えますけれども、河川の担当は片ノ瀬の担当でございます。計画は、本部で、筑後川の3号線のところのあそこが本部でございますので、よければそういうような連携をとって、地域住民がわかるような対応といいますか情報等を、よければこの地域に、やはり流して指導していただきたいと思えますので、課長さんの今後の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 佐田川橋の架け替えにつきましては、堤防強化の現状と今後の計画についてでございますけれども、佐田川橋架け替え予定地の上流の左岸側から漏水が発生したことが、先ほど議員が言われましたとおり、遮水矢板、それから堤防盛り土の工事が行われております。筑後川河川事務所のほうに確認しましたところ、佐田川の河川整備につきましては、筑後川水系河川整備計画に基づいて計画されているとおり、堤防の嵩上げ、拡幅等を実施していくということで回答を得ておりますので、今後とも筑後川河川事務所や県土整備事務所と協力して、河川整備のほうを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 最後に一言、お願いといたしますか、結局、今大刀洗町上流、下流、これはもうほかのところもあるかと思っておりますけれども、やはり関連する河川でございますので、そこら辺の県土事務所なり、また建設省ですね、国土交通省との連携をとりながら、やはり住民が、いつ来てもいいような説明をされるような、言うなら情報等を掌握していただきたいというようなことをもって終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山内 剛） これで黒木徳勝議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、4番、林威範議員。発言席からお願いします。林議員。

4番 林 威範議員 質問事項

1. 成年年齢改正にともなう成人式の実施時期は。
2. 相続放棄に対応できる基準はあるか。

○議員（4番 林 威範） 4番、林威範です。それでは、通告に従いまして質問をしてまいります。成人式の開催と相続放棄に関する2問を通告しております。

平成30年の6月13日、民法の成年年齢を二十歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立しております。成年年齢の見直しは140年ぶりということでありまして、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられると法務省のホームページには掲載がされております。

今回の改正は、2022年4月1日から施行ということですので、まだ3年ほどありますが、成人式の実施時期について質問をいたします。

1月の成人式のシーズンには、民法が改正されても成人式は二十歳で実施することを発表した自治体や、該当者が18歳で成人式をされると受験と重なり、参加しづらいといった点などが報

道されました。成人式のシーズンには、「ガーッ」と報道が集中して、また過ぎ去ると誰も報道しないというような形になりますので、もしも決定されているのであれば、町としてはどうするのか答弁をお願いいたします。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

成人式の実施時期や対象年齢等に、ご存知のように法律による規定はございませんで、そのあり方については、各市町村の判断に委ねられているところでございます。しかしながら、国は、成年年齢引き下げを見据えた環境整備といたしまして、関係府省庁連絡会議を設置しまして、成人式の時期やあり方等につきましても、この連絡会議において、自治体等の関係者との意見交換を行い、必要な情報を発信するなど、関係府省庁と協力して取り組むというふうになっております。

このような状況を踏まえまして、現時点におきましては、近隣市町村においても、まだ結論は出ておりませんし、国県の動向にも今後注意しながら検討してまいりたいと思います。

そして、付け加えますならば、林議員はどのようにお考えかを承りたく存じます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 私は、二十歳とするべきだというふうに思っております。というのも、やはり18歳ですと、どうしても受験と重なりますというのが一番大きな点、それと、その2022年、もしくは2023年の1月に成人式を開催するとすれば、3年、18歳・19歳・20歳を一緒にするということになる、また会場を変えてやる、ドリームホールではできないでしょうし、その変更でありますとか、また周知の件、実行委員会は、今までだったら大刀洗中学校の1学年だけで決めていたのを、また3学年併用してどういう形で協力しながらするのか、またそこに先輩後輩などの問題があると、せっかく成人式として主催をする学年が先輩方の年度に頼ってしまうというような面もあると思いますので、私は、成人式という名称は変える必要が生じるかもしれませんが、二十歳で今後も継続していくのが望ましいのではないかとこのように思っております。

じゃあ、先ほどの教育長の答弁では、まだ決まっていないということですが、いつぐらいまでに決めることができるのかということのも、まだわからないでしょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） おっしゃるとおりで、まだ全然、5年先ですよ、実際は2023年の、やるとすれば1月ということになりますので、随分時間もございますので、関係者の御意見とか、あるいは国県の動向、あるいは近隣市町村とも話し合いながら、発表の時期とかも考えたいと思います。

ただ、先々月、1月の教育長会議の中で提案いたしまして、これが出る前にですね、どのようにお考えですかということで、教育長協議会で会議を持ちましたけれど、さまざまですね。二十歳でいいというところやら18でというところやら、いろいろ考え方あるようですが、端的に申し上げて、検討中で全く結論が出ないと。つまり、どれをとっても何かしら問題が生じるというところですので、完璧な答えはなかろうというふうに思っていますので、今しばらくお時間を頂戴いたしたいというふうに思います。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） やはり子どもが主役の式典でございますので、子どもの意見もしっかり聞いていただいてから決定をして、もし決まるのであれば、決まったら早目に、もし18歳ですということになれば、そんなに年度はないということになりますので、それは広報とか郵送とか、いろんな周知も考えて、早目早目にしていただきたいと思います。

また、成年年齢が変わるということで、町としてできることは、そんなにかもありませんが、例えばローンですとか契約ができるということから消費者被害の拡大なども懸念されておりますので、同時に町として取り組むことがあれば、「しっかりやっていただきたい」というふうに考えております。

それから、ちょっと質問の趣旨とは変わりますが、子どもを取り巻く法律が大きく改正をされております。特に昨今では、虐待防止でありますとか、スクールロイヤーなどの配置とか、いろんなことが懸念を考えられておりますようすし、広報に載りましたが、里親制度の周知、議会の最終日の夜に講演会とか説明会というのがあるようですけれども、町としても、今後、子どもを守るために取り組みを進めていくことが多いと思っておりますので、やっていただきたいと思います。

今回の予算では、小中学校のエアコンでありますとか、本来であれば1クラスになる部分についても2クラスにするための先生の予算ですとか、子どもに向けて、町として頑張っていると思っていますので、今後も続けていただければというふうに思います。

それでは1問目の質問を終わりますして、次に2問目の、相続放棄に関する質問に入りたいと思います。小項目で3つ挙げておりますので小項目ごとに質問をまいります。

大刀洗町の人口は、微増で推移をしております。当町で公開されていますホームページのデータを見ますと、平成31年2月の時点で1万5,661人というのが掲載をされておりました。平成21年の2月、10年前を見ますと1万5,548人でしたので、人口増は113名、10年間で113名ということになります。しかしながら、平成31年2月の世帯数は5,505世帯、平成21年2月の世帯数が4,590世帯ですので、人口増は113名ですが、世帯数の増加は915世帯増加ということで、大きく世帯数が増え、一世帯当たりの人数が減っているとい

うか、そういうことになっております。大刀洗町だけに限った問題ではありませんで日本全国の問題だと思っております。

世帯数が増えるということは、それぞれの世帯が自立して生活しているというふうに考えられますので、例えばですけれども、親世帯が住んでいる家の親が、例えば施設に入るとか、亡くなられるとかいうことで、その家が入居者がいなくなった場合、自立してほかに、例えば家を建てている子ども、もしくは親族がそこに入居するかというと、そうならないケースのほうが多いというふうに私は考えております。

また、同様に、空き家の問題も叫ばれておりまして、どんどん空き家が増えているというのもそういうところに起因しているのではないかというふうに考えております。

さらに相続した家屋が遠距離にある場合、相続放棄というのは、今後多くの方が選択肢の一つとして考えることになるんじゃないかというふうに思いますので、相続放棄について質問をしてみたいです。

大刀洗町の税収を見ますと、町税、大体決算だと15億円ぐらい、固定資産税は大体7億円ぐらいというのがあると思いますけれども、現在、所有者がわからない、もしくは相続人の代表者がわからないなどによって税徴収ができていないというような不動産があるのかどうか、まず質問いたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その点については、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） それでは、林議員の質問の相続放棄に関するところで、現在、所有者不明、相続人代表者不明などにより税の徴収ができていないことについてお答えいたします。

本年度当初では12件ありました。ですが、調査の結果、現在は9件となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） その所有者不明、もしくはその先ほど言われた9件というのは、相続放棄がされたということですか。それとも登記がごちゃごちゃしてよくわからなくなっているということでしょうか。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） お答えいたします。

今、9件につきましては調査中のごさいまして、相続人を探しているところです。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） まず、基本的な質問なんですけど、相続放棄が行われた場合というの

は、町としてはどのような把握の仕方があるんですか。何か放棄をしたら裁判所から通知が来るとか、そういうことがあるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） お答えいたします。

税務課のほうといたしましては、通知等は来ません。滞納がありまして、それで、「なぜ滞納になっているか」という調査から始まります。その時点で、調査の結果、相続放棄がわかることが多いです。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） じゃあ、現時点としては、その9件ですね、相続人がいまだわからない方については、町として相続人を探していく手続を全件踏むということになるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） そのとおりでございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 先ほど9件、12件が9件になったというお答えでしたけれども、これは年々、大体これぐらいですか、それとも増加している、そんな、どちらの状況ですか。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 正確には把握しておりませんが、数としては増減しております。常に増えたり減ったりしております。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） ちょっと質問の趣旨としていいかどうかわからないんですけど、滞納が、例えばものすごく少額であっても、そういう相続人を探す手続は、町としてはすることいいですか。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） そのとおりでございます。少額であっても原因を追究しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） わかりました。

それでは、次に、小項目の2番目に行きたいと思います。2番目、私も時々相談を受けることがあるんですけども、町として寄附を受け付けるかどうかということについて質問をいたします。

一般的には、例えば自分の手に負えないから手放したいとか、もう遠くに住んでいるから私は

要らないということで放棄をされるような方が多いと思いますが、まずその放棄の前に、所有者となるその土地に関して、例えば一番最初だったら「隣の人に買ってもらえないか」とか、そういうことから入ると思うんですが、不動産屋さんに出して売りたいとか、もしそういうふうなことも全然できそうにない場合、町へ「差し上げたいんだけど受け取ってもらえないか」というか、そういう寄附のような申し出があったときの受け取る受け取らないというのは基準というのはあるのでしょうか。同様に、不動産だけではなくて動産についてどういう現状なのか教えてください。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。

寄附につきましては、大刀洗町では、町の条例等におきまして、動産、不動産の町への寄附の基準等は制定はしておりません。ただし、寄附申し出があった場合については、関係各課と公用、または公用に供するものであるかを協議し、受領するかを判断することにしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） わかりました。じゃあ、現在は条例がなくて、寄附の申し出があったら、そのときそのときで考えるということになるかと思うんですけども、担当者が変わったから判断が変わったりとか、以前は寄附を受け取ってくれたのに数年後はだめになっているとか、そういう公平性に関する問題も生じるかと思いますが、条例については、今後、制定するお考えはありますか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 寄附物件等もさまざまな物件が考えられますので、現在のところは、幅広く対応するために、基準の設定は考えておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） わかりました。公用であるかどうか、町として使えるかどうかというのが一番の判断基準になると思いますが、その根本の判断基準がぶれないように、そのところはしっかり、条例がなくても年度ごとに判断が変わるようなことがないようにしていただきたいと思います。

それでは最後に3つ目、相続財産管理人のことについて質問をいたします。

少し前、議会で相続財産管理人の予算が提案されまして、町のほうが相続財産管理人を手配するということがございました。まず、相続財産管理人を町が手配するという基準というものについて質問をしたいと思います。

それから質問の最後に、民法940条を踏まえると、相続人がすべきではないのかというふうに記載をしておりますが、すいません、ちょっと私の知識不足でございまして、町がしてもいいというのは、その後、わかったんですが、相続財産管理人を選任するパターンとして、相続放棄をしたけれど財産管理をしている場合、元相続人というかですね、その方が相続財産管理人を請求したい、する場合、もしくは債権を持っている、今回だったら町が債権を持っていたということ町がしたと思うんですが、その場合、もしくは特別縁故者、相続人ではないけれども、特別な関係にあったという方たちからの相続財産管理人の請求が、おおむねこの3つのパターンで請求をされるように思います。町が手配する場合、どういうときに判断して、この場合は「町がしよう」というふうに決めているのか、その基準について教えてください。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 林議員の御質問にお答えいたします。

まず大前提といたしまして、滞納整理の一環として税務課のほうでは行っております。相続放棄された物件に対して、相続財産管理人を手配したことは、今回が初めてのケースとなりますが、御質問の部分ですね、まず元の相続人で放棄された方が相続財産管理人を手配するということですが、相続の放棄をした方が、まずその相続財産管理人を手配することはできません。なぜかという、その時点で、相続人とならなかったものとみなされておりますので、その人たちには権利がございませんので、それは裁判所が認めません。

次に、町のほうに滞納があったというところで進めるケースですが、やはり滞納整理の一環でございまして、まずは滞納がある、そして法定相続人全員が相続を放棄しているというところ。それから、要綱等、文書で明確に定めたものはございませんが、今回の例ですと、当該不動産の売買により、相続財産管理人の費用を差し引いても滞納税の解消の見込みがあるなど、町にメリットがある場合に検討することとなります。不動産評価額と費用を比べてメリットがあるということですね。

それから、3番目の、縁故者による相続財産管理人の指定でございまして、裁判所が認める基準としましては、申し立てをする方が権利があることが前提となりますので、その判断は私たちではなくて裁判所の判断になると思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 相続放棄をした人が相続財産管理人を請求することはできないというお答えですが、ちょっと私が調べた限りでは、民法940条というのが、相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となったものが相続財産の管理を始めることができるまで自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならないというのが民法

940条なんです。相続放棄をしたからといって、例えば、その後、草がボーボーになったり、屋根瓦が飛んでいって隣の家を傷つけたりとか、そういうことがないように、放棄をした後もその人がしっかり、放棄をしたからといって全部手放せるわけではなくて、次の管理をする人が見つかるまでは、しっかりそれをしないとイケないというのが、この940条だと思っています。

なので、放棄をしたから全て終わりというわけではないと思うので、私は相続財産管理人をもし債権者等がいなくても、相続人を、相続を放棄した人ができるというふうに思っているし、そういうふうに乗せているところも弁護士さん等もおられるので、それはできるんじゃないかなというふうに思っていますが、質問の趣旨とはちょっとずれますので、そこはまあよしとして、町として、今回見込みがあるから相続財産管理人を請求した、今回売れる、費用が回収できると判断したからつけたということになります、その判断というのは、例えば誰がするのでしょうか。登記があった不動産を売れる売れない、行ける行けない、その判断はどこで行っているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） お答えいたします。

まず先ほども申し上げましたとおり、評価額ですね。それから購買するときと同じように、売値を大体想定いたしますが、立地条件等を踏まえて、税務課または町長を含めまして、そこで検討するようなこととなりますが、まず税務課のほうで判断をいたします。で、公売のときと同じような手順になると思います。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） じゃあ、そんなにぎりぎりだからやるということではなくて、「確実にいけるぞ」という判断のもとでやるということですかね。もし相続財産管理人の請求等を町がして、ずっと売れないなんてことはならないようなものだけ取り組むということでもいいですかね。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） お答えいたします。

そのとおりでございます。大体、見込める立地条件ですね。例えば、村中であって、その結末が固くて、外部の人が入ってくるとちょっとそこが壊れるんじゃないかとかいうところにある建物に関しましては、こちらでも難しいかなと考えます。

そして、今回の場合は、メーカーの建物なんですけども、そこが中古物件でも売るとこのことを知っていたので、そこからスタートしたところがあります。ちょっと個別的な話になりますが、そういう状況で見込めると考えて進めました。

また、費用が回収できない場合もあると思いますが、町としてトータルして、滞納税が解消で

きることに、さらに新たに所有者が見つかるということが重要なポイントだと思います。このまま相続を放棄した物件が空き家となった場合に、町にとって、かなりのデメリットになるということを考えますと、やはり町として相続財産管理人を立てて新たな所有者を見つけるということは重要なポイントだと思いますので、その辺も考えて、メリット・デメリットを考えて、相続財産管理人を立てる立てないは決めております。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） わかりました。今回、町が相続財産管理人を手配するというのは、結構レアなケースだったと思うんですね。売れるものを放棄されたということですね。なので、結果として、町がやって、滞納も回収できてということで、それもあって全議員が賛成したんだと思うんですが。こういうことではなく、逆に全く売れない物を放棄されることのほうが今後増えるように思っています。その場合、先ほどの課長の考えだと、相続放棄が行われた後、私は放棄をしても元相続人が相続財産管理人をつけないといけないと思っているんですよ。その、草とか屋根瓦とか建物とかの管理については。

でも、課長の答弁だと、相続財産管理人は相続放棄をした人は、手配ができないということであれば、放棄をした者、放棄をされたその土地建物については、一体誰がどのように管理をするんですか。町がするということになるんですか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 林議員の御質問にお答えします。

ちょっと山田課長の答弁の分で、行き違いが多分あっているのかもしれないんですけども、まず言われるように、相続放棄した方でも相続財産管理人は選定はできると、大前提として思っております。課長が言いたかったのは、相続放棄をした者は、もう相続放棄をしているので、それを新たに町に寄附するとか、そういう権限がないということと言いたかったんじゃないかなと思います。

ですから、言われるように、民法940条の規定で、相続放棄をしたとしても、次の所有者が見つかるまでは、善管注意義務でその不動産なりを管理する責任は、その元の相続を放棄した者にございます。ただ、その者が、民法940条では、その管理責任を定めておりますけれども、イコール相続財産管理人にならなければならないというふうに定めた規定ではございませんので、その相続放棄をした者が自分からならない場合に、管理責任は残りますけれども、所有者のいない不動産が町内に存在するという形になります。そうなりますと、町としても徴収等できませんので、その辺を考えて、町にメリットがある場合については、町が相続財産管理人を立てて、今回のようなケースになる場合があるということでございます。

議員御指摘のように、あくまでも相続放棄したとしても、その管理責任はその元の所有者に

残るという理解でございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） それなら噛み合っただけですが、相続放棄をした人が、管理人を制定できないということになると、じゃあ誰がするんだというのが、ちょっと疑問に残っておりますので、じゃあ、メリットがある場合、滞納があったり、もしくは売れるという見込みがあった場合は、相続財産管理人は町が判断してすることがあるということが一つと、もし、全然売れないようなものを相続放棄をされた場合は、元の相続人に対してその管理義務は残るところで理解をいたします。

町として、例えば放棄をされたり、残ったり、所有者はわかっているけど管理がされていないようなものについては、住民課のほうからその所有者に対して、「しっかり管理してくださいね」というのは進んでいるのでしょうか。急な質問で申し訳ありませんが。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 林議員の質問にお答えいたします。

特定空き家に認定された分は、特定空き家特措法に基づいて通知をしますが、それに基づいてない、特定空き家として認められてない、まだ空き家に関しても、一応お願いという形で通知は送っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 今後、空き家が増えても、きれいな景観が守られるように、町としてもいろいろ取り組んでいていただきたいというふうに思っております。

また、今回質問をした趣旨なんですけれども、「何でもかんでも町にやってくれ」と言われると、非常に困ってしまう部分もあると思いますので、「こういう場合はするけど、こういう場合はできない」というのははっきりしたほうがいいんじゃないかというところで質問をさせていただきました。相続放棄をしたから、もうすべて手放せるというふうに思っている人も非常に多いと思いますので、相続放棄をしても管理責任は残るというのを、町からも今後アピールする必要があるのではないかというふうに私自身は思っております。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（山内 剛） これで、林威範議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分から始めます。

休憩 午前10時34分

.....

再開 午前10時46分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き、再開させていただきます。

次に、7番、長野正明議員、発言席からお願いします。長野議員。

7番 長野 正明議員 質問事項

1. 税及び使用料の滞納と不納欠損について
2. 地域おこし協力隊について
3. ふるさと寄附金について

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。議長の許可が出ましたので、通告に従って質問を始めます。

1問目は、税及び使用料の滞納と不納欠損についてであります。

国を初め、地方自治体も、財源といいますか、原資は全て税でございます。一部寄附等もございますけども、国家も地方自治体も全て財政の原資は税に依存しているわけでございます。

今回、町税、国保税、これは税ではございません、下水道の使用料、これは近年滞納の額も大きくなってきておりますので、あわせて質問をするわけでございます。

税及び使用料の徴収においては、納税者、利用者の公平感、信頼感を損なうことがないようになされるべきものであります。当町において、決算の監査委員審査意見書の中で指摘がありますように、滞納と不納欠損、この状況について問うものであります。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 長野議員の質問の税及び使用料の滞納と不納欠損の状況について答弁いたします。

まず、不納欠損の状況でございますが、平成29年度決算における不納欠損額は、町税が399万29円、国保税が204万1,130円、下水道使用料が340万3,785円でございます。

町税の過去3年の不納欠損額は、平成28年度が309万1,817円、平成27年度が154万5,189円、平成26年度が612万4,911円。国民健康保険税の過去3年の不納欠損額は、平成28年度が184万9,100円、平成27年度が175万275円、平成26年度が305万7,565円。下水道使用料の過去3年の不納欠損額は、平成28年度が242万2,794円、平成27年度は229万8,320円、平成26年度が311万6,911円でございます。

○議長（山内 剛） 再質問ありますか。長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 今は不納欠損額について答弁がなされておりますけども、滞納額に

ついて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 長野議員の御質問にお答えいたします。

下水道使用料の滞納額でございますけれども、平成29年度におきましては3,092万2,913円、平成28年につきましては3,124万7,407円、平成27年度につきましては3,103万9,115円、平成26年につきましては2,926万6,408円となっております。これは累計の額でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 大変申し訳ございません。税のほうでございますが、町税、国民健康保険税につきましては、申し訳ございません、資料を持ってきておりませんので、後ほどお答えいたします。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 資料を持ってこられていないということですが、私のほうで調べた結果をちょっとお答えしたいと思います。

29年度の決算でいきますと、町税で1億98万円が、これが滞納額でございます。国保税で6,623万円、これが滞納額です。下水道の使用料においては、先ほど答弁がなされましたけれども、3,092万。税と使用料の滞納額が総額で1億9,814万円、ほぼ2億近い額となっております。

不納欠損については答弁がございましたけれども、町税、国保税、下水道使用料合わせて、29年度の決算で943万円が不納欠損で処理をされております。

この金額が、町の税収、町税、国保税の財政規模において、それと下水道の使用料、収入の中でどう捉えられてあるかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。多いか少ないか、ちょうどいいか、そういう答弁になろうと思っておりますけれども。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） お答えいたします。

滞納額に対しての欠損額につきましては、このままいきますと、滞納額が増えていくというのが予想されますが、いろいろな個別の条件におきまして、欠損の基準に基づきまして、順次欠損していきたくて思っておりますので、なるべく滞納額が減るように、そしてまた欠損額も減るように徴収努力をしていきたくて思っております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） それでは、今の答弁につながりますけれども、②の滞納者に対する徴

収の方法、対策について伺いたいと思います。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） それでは、滞納者に対する徴収の方法、対策について答弁いたします。

町税も下水道使用料も滞納者に対する徴収の方法については、まず納期限後二十日以内に督促状を送付いたします。次に、文書催告、電話連絡や戸別訪問等を行い、役場窓口で納付することが困難であれば、コンビニエンスストアで納付可能な納付書をお渡しするとともに、指導をしております。

町民の方の90%以上は真面目にきちんと納期限に納付されておりますので、その公平性を考えますと、やはり滞納については指導する必要があると考えております。

それでも納付がない場合につきましては財産調査を行い、財産があれば差し押さえを行っております。また、生活状況の聞き取りの上、一括して納付が困難であれば複数回に分ける、あるいは現在分の納付に加え、毎月滞納額の一部を納付するなどの分割納付を認める場合もございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 手順をとって滞納者に対する徴収を行っているということですが、その中でも当然不納欠損という状態は生まれるわけがございます。それで、滞納処分、滞納の行政処分ということになりますけれども、滞納に対する滞納処分の執行停止、これがなされておりますけれども、この根拠は何に基づくものでありますか、お尋ねします。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 不納欠損の判断についてお答えいたします。

基になるものは、地方税法第15条の7、第18条になります。不納欠損は地方税法での徴収の権利が消滅するものを対象としており、滞納処分をすることができる財産がないもの。滞納処分をすることによって、生活を著しく窮迫させる恐れがあるもの。所在及び滞納処分できる財産が不明なもの。行方不明の方とか、そういう場合も入ります。納期限から5年が経過したもの。これらを条件に判断しております。

下水道使用料につきましても、下水道法に定められた使用料であるため、地方自治法の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができるとされております。

以上で終わります。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 先ほど地方税法15条の7の第1項の1号、2号、3号が根拠になるという説明でございました。そのほかに単純に時効という形で不納欠損が生じますけれども、時効は何年間を過ぎれば自然に時効になるわけですか。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） お答えいたします。

時効は5年でございますが、滞納者本人がそれを払うと認めた場合は、その時効はなくなります。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） それでは、例えば滞納者に対して督促状を交付し、訪問すると。その時点で時効は停止するわけですかね。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 訪問によっては停止はなりません、本人が認めた場合、分納誓約等をして、その額を認めた場合は停止になります。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 納付の意思が確認されれば時効は停止されるということですね。はい、わかりました。

それで、下水道の使用料についてですけども、普通電気料とか上水道等は、滞納が続けば止められる、止めるということが出来るわけですけども、下水道の使用料は止めることができないと聞いておりますけども、その根拠といいますか、その理由はこういった理由で止めることができないのかお伺いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 長野議員の御質問にお答えいたします。

下水道事業は汚水の排除、それから環境保全を目的としておりまして、滞納世帯への下水道接続を停止すると、目的に逆行するというようなことになりまして、下水を止めたということで、汚水がそのまま地域の河川と水路等に流されますと、環境保全等の問題がございます。

また、下水道には上水道のような止水弁がついておりませんので、停止するためには道路を掘削して止めるというような必要もございますので、今のところ建設課のほうでは、下水道を止めるという措置は執り行っておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 課長の答弁の中で、環境とか生活する中で、下水は今の現状では止めるような装置はついていないということですけども、これは何か法的に下水は止めることができないとか、使用を差し止めることはできないかというようなものはありますか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 長野議員の御質問にお答えします。

ちょっとそこについては調べておりませんので、後ほどまた御回答させていただきたいと思
います。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 私もちよつと調べましたけども、余りそういう何か法的なもので規
制をしているようなものはないように思いました。

ただ、町としては、そういう環境とか生活する中での止水用の装置がついていないというこ
とで、止めることができないと判断されておるということでございますから、それは仕方ないかな
と。

それよりも、下水道についての、下水道は年間使用料が2億3,000万ほどの収入があつて
おります。その割には不納欠損額はちよつと割合的には多いと思うわけです。300万を超して
いますからね。町税とか国保税については、金額がやはり何倍かありますから、その割合からす
れば下水道の使用料というのは、結構不納欠損って処理されている金額が大きいと思います。

徴収に対するいろんな努力はされておるとは思いますけども、下水道の担当のほうでされてお
るとは思いますから、どういったふうな形での徴収、税務課と同じような形だとは思いますが、
ちよつと答弁お願いしたいと思ひます。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 長野議員の御質問にお答えいたします。

基本的には税務課と同じような形での滞納整理のほうを行っておりますけれども、建設課独自
といたしましては、建設課職員において訪問徴収ということで、夜間徴収を実施しておると
ころでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） それともう一点が延滞金ですよ。延滞利率って、結構高額でござ
います。

それで、延滞金も含めてやはり徴収された場合は、延滞金は全額やはり含んでいますか。部分
免除といいますか、何かそういうふうな取り扱いもされたケースがありますか、お伺いします。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） お答えいたします。

まず、下水道のほうは延滞金がございますので、町税と国民健康保険税でございますが、基
本的には分納誓約をされた方が延滞金までということと、一括納付の場合も、延滞金は払って
いただいております。

その際に、分納誓約をして分割でお支払いいただく場合は、本税からいただいております。そ

して、最後に延滞金という形になりますので、延滞金をいただくタイミングとしては、後のほうになってしまうということがあります。ただ、簡単に免除ということはありません。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 簡単にはしていないということですから、されるケースもあるということですね。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） お答えいたします。

生活状況等に応じて、その辺は1件ずつ個別に対応しております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） ③とダブってしまった分もあると思いますけども、不納欠損の判断、これは先ほど滞納処分の執行停止により時効の短縮とか、そういうことを含めて。ただ、不納欠損の金額が上がって、最終的には誰がこれを可と、誰が最終的にその金額を不納欠損として認めるのかということです。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 税務課のほうで対象者をピックアップしまして、町長決裁までしていただいております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 最終的には税務課のほうで税については不納欠損の判断をされるということですね。

滞納の徴収の経緯を見ますと、結構努力されているというのが数字的に見えます。徴収率も近年は2割前後いっていますし、基本的に1億円を5年で割ったら、単年度で2,000万ぐらいは平均であるわけですから、そのうちの不納欠損が国保税と町税だけでは400万ぐらいですから、それなりの努力はされておると思います。

それと、どうしてもやっぱり生活困窮とか行方不明というケースもあるようですけども、どうしても取れないというものは、やっぱり当然発生してくるだろうと思います。

ただ、公平性、信頼性を鑑みて、やはり引き続き努力をお願いしたいと思います。

1番目の税及び使用料の滞納と不納欠損については終わります。

次が、大きい項目の2で、地域おこし協力隊についてお伺いします。

地域おこし協力隊は、趣旨、目的、幅広くあろうかと思いますが、大刀洗町において何か1つの目的を持って採用されているようにも思えないし、ここは小項目で言っていますが、1、2一緒にちょっと質問をさせていただきます。

過去の協力隊の延べの人員数、勤務の状況、活動の成果、実績はどのようなものがあるかとい

うことをお尋ねしますけども、まずそれを答弁お願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この点についても、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、長野議員の質問の地域おこし協力隊について答弁いたします。

地域おこし協力隊の趣旨、目的についてですが、国の「地域おこし協力隊推進要綱」によると、「人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取り組み」であることを踏まえ、「地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間以上、農林業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などあらゆる地域協力活動に従事してもらいながら、該当地域への定住・定着を図る取り組み」というふうにされておりますので、町もそれに追随して、趣旨、目的というところでやっておるところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 小項目ごととしておりましたけども、先ほど①②についても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 大項目で②。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、②地域おこし協力隊の延べの人数数と勤務状況及び活動の成果、実績について答弁させていただきます。

まず、地域おこし協力隊の延べ人数についてですが、大刀洗町では平成24年度以降、現在まで7名を委嘱し、任期中にさまざまな活動を展開しております。

なお、全国の地域おこし協力隊の隊員数、取り組み団体の推移を参考まで御説明いたしますと、制度が始まったのは平成21年度でございまして、31団体89人でしたが、本町が取り組みました平成24年度が、全国で207団体617人で行ってまいりました。昨年度が全国で997団体4,830人まで、この活動が拡大しておるところでございます。

次に、勤務状況及び活動の成果、実績についてですが、平成24年採用の1期目は、まず「対話の場づくり」支援と町の情報発信を強化する目的で委嘱をいたしました。まちづくりワークショップの定期開催や大刀洗の魅力発信サイト「タチヨリドコロ」ホームページの構築、取材、記事更新などを行っております。

また、当時耳なれない「ワークショップ」ですとか、「ワールド・カフェ」の手法を町内に広めるとともに、町内の情報をインターネットで広く町内外へ発信し、本町のPRに成果を上げて

おります。

続きまして、平成25年度採用の2期目の隊員に対しましては、「校区センター活動活性化」支援と新たな集いの場づくりのための委嘱をいたしまして、校区センターが独自で運営を始めておるところでしたので、その空間で何ができるかという課題に取り組みました。

また、新たな集いの場として、「食」や「農業」、そして「英会話」等をテーマにワークショップの開催をしまして、これまで行政やまちづくりに興味、関心がなかった層の皆様をつなぐ成果を上げております。

続きまして、28年採用の3期目ですが、こちらは「町の特性を活かした情報発信とPR」のために委嘱をいたしております。

町のPRを初め、さくら市場の拡充、ふるさと応援寄附金の返礼品の開発などに取り組んでいただいております。このうちさくら市場では、福岡市や久留米市、西鉄久留米駅など町外へも積極的に出店するとともに、本人のデザインのスキルを生かし、新しいロゴデザインの制作や、子育て中のお母さん方から編成される新たな市場「ル・マルシェ」を派生させるなど、さくら市場への子育て世代の参画も推進しております。

また、野菜のネット販売「おいしかあ〜便」を担当する一方、デザインのスキルを生かし、チラシの制作でありましたり、ホームページの構築なども行っております。

さらに、英語やフランス語等の語学力を生かし、インバウンドや海外事業における通訳やアテンド等でも活躍をしていただいております。

なお、これまで本町で地域おこし協力隊に従事し、卒業した6名のうち2名が本町に定住しておるところです。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 全国的に非常に地域おこし協力隊、この制度は定着をできてくるように思えます。

大刀洗町で24年度より7名の方が採用をされて、今の答弁の中で2名が定住と。本来そこで起業をするなり、起業して定住というのが基本の考え方にあるようですけども、いろんな事情があって町外にまた戻られた方もおられるようです。

今回、これが広く全国に普及したということは、1つは必要とされたというのも、国がこれは400万を上限とした特別交付税措置で手当てをするという中身でございますから、採用したところが勝ちと。自治体の負担はほとんどないわけですから。だから、必要があろうがなかろうが採用しよう。

それで、例えば職員として、事務職員として採用する場合は、嘱託で採用すれば町単費の支出

になるわけですが、こういう予算措置があるならどんどん使えというようなことで、結構採用された自治体も多いようです。

大刀洗町でそれなりの活動をされてきてあると言いますが、何か住民の目から見れば、余り何をされているのか、どういうことがあったのか、いろんな情報発信とかもありますけども、町の職員でできることをこの方たちにしてもらっても何にもならないと思うわけですよ。この人たちでなければできないというものを。町内をよく知ってもらうという意味でも、やはり町内をずっと向こう出ていっていただいて、いろんな行事等ですけども、人との、何というんですか、知り合いも多くなって、町を理解した中で町をアピールしていただきたいと思うわけですが、何か最近デスクワークばかりが多いような感じがしますけども、いかがでしょう。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 長野議員の御質問にお答えいたします。

活動が見えてこないという御主旨かと思えます。

平成24年度から3期にわたって、地域おこし協力隊の方には大いに活躍をしてもらっておると考えております。

活動に関しては、月に1回広報紙にももちろん載せておりますし、隊員が行うイベント等に関しては、広く回覧板や全戸配布等のチラシでお配りして周知をしておるところで、活動に興味を持ってもらえた方々が1人ずつ丁寧につなげていってもらって、今まで町政に興味関心のない層の方々に、1人ずつ丁寧につないでもらっておるところでございます。

あと、その方じゃないとできないことを頼んだらどうかという御意見に関してでございますが、大刀洗町は中学校までが町内にごさいますて、高校になると町を離れていくわけでございます。それで、大学で県外の大学に行ったりしまして、そのまま就職して帰ってこない、こういうことが多々起きております。

その中で、全国区に公募することで、大刀洗に暮らしてみたいという若者、そんな方がいらっしゃるということをまず、またその方々が移住した中で、今まで町にずっと暮らし続けている人には見えなかったことが、新たな魅力であったり、当たり前のように暮らしているコミュニティーの良さだったり、そういったことを再認識するという意味でも効果が見込まれると思っております。一方、大刀洗にそうやって大学から外に出られて都市圏で就職された方に対しても、その大刀洗の活動を見た県外在住の方が、やっぱり大刀洗がよかったな、いつか大刀洗に帰りたいなというふうに思ってもらえるような発信を、こういった地域おこし協力隊の制度を有効に活用して、こつこつと行い続けることが重要ではないかと考えております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 見込まれるというような発言ございましたけども、私から見れば、

いろんな企画をされて、そこで活動された経緯はございますけども、何となくなかよしクラブで自分たちが楽しただけというような結果で、何か全然広がりを感じないし、足跡も見えないわけですよ。その点はいかがですか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 活動の内容が全く見えないということの御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、直近ですと、校区センターの活動を、校区センターでいろんなイベントだったり、ワークショップであったりを行おうということが前段の地域おこし協力隊の活動でございまして、今につながっていないのではないかという御質問だったと思いますが、例えば菊池校区の交流センターで行っておりますクリスマスパーティーですとか、大堰校区で行いましたワールドフードパーティーといって、「ダーツの旅」みたいに、ダーツでぼんって当たったところの御飯を作ってみようという活動とかがあります。これも現在続けておりますし、いろんな活動が現在も続いており、長く続くことが成果かという、またそれも違うと思いますが、いろんな発想でいろんな活動が町の中で起これば、それをもって成果とするのかなというふうに思っております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 過去には1年で辞められる方もおられるようですけども、大刀洗に向かなかったから辞められたんだと思いますけども、何かもう少し特技か、そういう大刀洗の職員の中にはないような、何か突出したものを持った、例えば先ほど語学のことを言われましたけども、英語が常に語学が求められるような環境ではないわけですね。それは海外からも、この前からちょっとシンガポールのほうから来られていましたけども、それは打ち上げ花火と一緒に、ぱっと上がったときだけで、それよりももう少し何かきちっと地に根をおろしたような、何か広がりのあるような活動ができないものかとは思いますが、いかがですか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 長野議員の御質問にお答えいたします。

広がりのある活動にしていく、地に足をつけたというか。私、先日の例えば観光客の受け入れは、打ち上げ花火とは思っておりません。

それで、町内には今、外国人の在住者というのも多うございまして、これから先、大刀洗町もやはり国際化の視点を持つ必要があるというふうに思っております。

また、打ち上げ花火と言われましたけれども、年に四、五回は大刀洗のほうに通訳があったほうがより、何というんですか、スムーズに進むような、例えば一流レストランのシェフが来たりとか、そういったやりとりが何回も行われておりますもので、そういうときにはうちにはフランス語しゃべれる人がいますとか、英語でちゃんと通訳できますと言うだけで、全然町の、何とい

うんですか、上がってくると思っております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 国際化を目指すなら、やはり若い人、下は小学生でもいいですけど、小学校、中学生、高校生、20代、こういう方たちをやっぱり対象とした、何かイベントというか、今現在もそういう世代の方も参加されている人もおられると思いますけども、その辺を今からの方たちを対象とした、例えば語学なんていうのは、特にそういう人たちを対象としたイベントか何かされたらいいかと思いたすけども、しっかり頑張ってくださいと思います。効果のあるように。

それで、最後のふるさと寄附金についての質問に移ります。

大刀洗町は、本年度30年度は10億を超す、昨年度5億4,000万、その前は8,000万ほどでした。その前はさんざんたるもので、何でこんなに寄附が増えたのかというのは、先ほど黒木議員のほうからも、商品がどういふのが行っているのかと質問がございましたけども、大刀洗町も非常に多様な産業があるんだなということを改めて感じたわけでございます。

そういった中で、①ふるさとの寄附金は、過去どのような事業や施策に活用されたのか。また、その金額についてをお尋ねいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えします。

ふるさと寄附金が活用された事業、施策及び金額についてであります。大刀洗町では寄附の際、1、環境、防災、インフラ整備など「豊かな自然が息づく環境づくりに関する事業」、2、2番目に、健康、福祉、教育、スポーツなど「健やかな個性が輝く人づくりに関する事業」、3番目に、産業振興、地域コミュニティ推進など「次世代に伝える地域づくりに関する事業」、4番目に指定はなく、町が使い道を決める「ふるさと大刀洗応援のため」の4項目の中から選択していただいております。寄附者の選択を尊重した活用を行っています。

具体的な活用事業と金額は、昨年度実績で申し上げますと、小中学校の教育費に3,780万円余、ドリームまつりや地域ブランド推進費などに496万円余、今村天主堂の耐震診断や町立図書館の図書購入費などに440万円、少子化対策・子育て支援に80万円余の計4,800万円を活用させていただいております。

本年度の予算ベースでは、空調整備を初め、小中学校の教育費に2億2,164万円余、今村天主堂の耐震診断やトイレ改修、運動公園の改修などに2,237万円余、各種証明書のコンビニ交付に2,192万円、子育て支援に1,279万円余、その他本郷駅の自動車待機所の用地購入費等に995万円の計2億8,869万円の活用を予定しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 諸々の事業に活用されたということですが、私から見れば、一般会計の不足分をふるさと応援基金を当て込んだというふうにはしか見えないわけですよ。と言いますのも、30年度当初予算で1億4,000万ほどが基金取り崩しで、当初予算で上がってありました。今、報告で、その倍の2億8,000万が基金から、基金というか、ふるさと応援基金からの繰り入れで、当初予算よりも倍の金額が繰り入れられたわけですが、それは本年度が10億からの寄附があったということで、財政的に余裕を感じられた結果だろうと思いますけども、基本的に一般会計の不足分、特に本年度、小中学校の空調のほうには多額のふるさと寄附金が充当されていますけども、このふるさとの寄附金がなかったら、これはどうするんだと。教育基金もございますけども、随分この辺は余裕ができたのではなかろうかと考えております。

それで、②に移りますけども、ふるさと応援基金の目的、活用について、先ほどこういう事業に使いましたというんで、子育てとかいろいろ必要な事業について使われたということですが、ふるさと応援基金は本来何か住民が、今年はこれだけ増えましたという町のアピールの中で、住民が実感を持って体感できるような部分に予算も充てるべきではないかと、そういう考え方で質問をさせていただきます。

単なる不足分に充てるだけじゃなくて、1番目は、まず総額ですけども、教育長にお尋ねしたいと思いますが、2年前ですかね、給食費が月額1,000円が500円に減額をされました。その減額した分で、県派遣のスクールソーシャルワーカーを町で雇用すると。それはそれでいいわけですが、こういう想定外の財源ができた場合、これを復活するという考えはあられませんでしたか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

恒常的な財源ではございませんので、スポット的には9億円、10億円、あるときはどうなるかわかりません。そういったものを、いわゆる恒常的な義務的経費みたいなものに充てることは、ちょっと難しいのではないかとこのように思っております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そういう答弁になるのかと思って、私もこのふるさと寄附金というのは、安定性に欠くわけですよ。だから、将来はどうなるかわからない。

だから、こういうのは、前回スクールソーシャルワーカーの採用のために減額されたということですから、別に期限を限って、向こう3カ年、今ふるさと納税が増えていますから、向こう3年間に限って1,000円に復活しますとか、考え方いろいろあるわけですよ。

それで、30年度末でふるさと応援基金の金額は幾らになっておりますか。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） それでは、御質問にお答えいたします。

29年度末のふるさと応援寄附金の基金の積立額は2億6,000万円程度であります。今年度につきましては、予算ベースで4億6,000万円の積み立てを予定しておりますが、空調の関係等で2億9,000万円ほど繰り入れる予定にしておりますので、積立額としては、30年度、1億7,000万円ほどを積み立てる予定にしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） いや、30年度末の基金残高をお聞きしとるわけです。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） お答えいたします。

29年度末の2億6,000万円、それと30年度の積み立て予定額1億7,000万円を足し合わせまして、約4億3,000万円ほどになるかと思えます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 基金の4億3,000万か、4,000万か、30年度末の基金残高はそのように理解しております。それは財政係長のほうから説明がありましたけど、途中途中で結構基金繰り入れが今回は多かったわけです。だから、当初の1億4,000万ほどの基金の取り崩しを、基金繰り入れを2億8,000万、倍額ぐらいできたわけですけども、4億5,000万は30年度末で——4億3,000万ですか、4,000万ですか——基金の中にあるわけです。これはもう、空調関係を外した金額なんですよね。だから、それを前提に質問をいたしたいと思えます。

基本的に、私の提案は未来永劫じゃなくて、不安定な財源ですから、向こう3年間は、時限立法みたいなもので、「これをやりますよ」と、3年後はその後の寄附の状況を見ながら判断しますよという考え方でいくわけです。その中で、先ほどの給食もそうですけども、住民が実感できるというのは、自分たちが直接その恩恵をこうむる、全町民が、そういう施策をやっぱり考えるべきではないかと。

1つ提案ですけども、今、各行政区で区費、月額1,000円ぐらい、年額1万2,000円ぐらいの区費の負担が各家庭にあるわけです。それに対して、月500円、年間6,000円で、5,000世帯で3,000万、これを交付金として各行政区に交付しますよと。それで、その条件として、今の徴収額、大体月1,000円だと思いますから、交付される1件当たりの6,000円を減額したところにしか交付しませんよと。そういうふうな考え方で、向こう3年

で、3,000万円ずつで9,000万円ですから、1億円でおつり来るわけです。そういう住民が実感できるようなものも、「ばらまきじゃないか」と言われるけども、それも必要じゃないかと思えます。

それと区長要望も、要望は毎年上げるけども、それは町が県に上げる要望も毎年上げるけどもなかなか実施されないのと一緒で、なかなか実施されない。この部分に、区長要望に対して、ここに予算を増額して入れると。それと、待ってくださいというやつが単年度でできるケースもあるし、何かそういうふうな、住民がこれはふるさと寄附金がふえた結果、町としてはこういう考えのもとにやりますよと。それも、3年間なら3年間でいいわけです。3年後はまた見直せばいいわけですから。そういうふうな考え方はできないのかということ、その点について、これはもう町長に答弁してもらったほうがはっきりするでしょうから、お願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほどから言っておりますように、ふるさと応援基金の目的は、大刀洗を応援するためにいただいた寄附金を財源とし、寄附者の大刀洗町に対する思いを実現化する事業を行うことで、活力あるふるさとづくりを行うということです。

今年いろいろ、エアコンとかもやりますけども、それはやっぱりふるさと応援基金があるから思い切ることができるわけでありまして、そういう面では大変ありがたいと思っておるところであります。

そして、この応援寄附金の性質上、教育長も言いましたが、将来の寄附額の正確な試算が困難であることや、寄附額の増減に合わせ、年度途中で適切な歳出に充当することが事務的に困難なことも踏まえ、当該年度の寄附金のうち、返礼品や委託経費を除いた金額を「ふるさと応援基金」に積み立て、来年度以降の重要施策の財源として活用するものであります。

今後とも、ふるさと応援基金については、子育て支援や教育環境の充実を中心に、町の重要施策の財源として活用したいというふうに思っておるところでありまして、長野議員のその考えが、もうちょっとみんなが実感できるようにというような思いはわからないではないですけども、ちょっと今のところはそういうことは考えておりませんので、御了承願いたいと思います。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 重要施策と言われましたけども、重要施策は別に今のところ聞いておりませんけども。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まだお金のかかることはいっぱいありますから。例えば、大刀洗小学校もそうですし、それから今度は大堰の保育所もあります。まだいろいろやらないかんこといっぱいある。トイレの改修もやらないかんし。

ですから、何か今入った金を分けてしまえとか、そういうふうなことはちょっと考えてほしくないです。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 分けてしまえということではなくて、ふるさと応援寄附金がこれだけ多額になりましたと広報等でも紹介されておる中で、住民が実感できるような施策というのも必要じゃなかろうかと思うわけです。そのほかに、各課も予算がへずられたり、これがしたいけども今回はだめですよとか言われる事業もあると思います。

これは臨時のボーナスみたいなふうに私は捉えているわけです、本来想定されなかった金額があるわけですから。だから、通常の一般会計で賄ったような事業だけではなくて、もう少し住民に対するサービスとか、各課の各課長が、職員も、じゃあ、町長が、何かアイデアを出さんかって、財源はこれだけのことは考えとると、何かこれを有効活用できる事業を出さんかと。そういう職員の知恵も含めて出していただいた中で、本当に効果のある、住民に直結した、そういう事業等を考えられないかということです。いかがですか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） もともと5億円ぐらいに増えたときから、使い道はやっぱり考えんといかんのじゃないかという、そういう思いはありました。ですから、確かに、議員が言われるように、区長要望とかでなかなか実現できないやつを先にやるとか、そういうことはちょっと考えていく必要はあるだろうと思います。

ですから、この金額のうちでこのくらいは何かそういう要望に応えるとか、そういうことは検討してもいいと思いますけれども、今までのところは、その資金の使い方について内部できちっと検討しておりませんので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 今の答弁のように、やはりみんなで知恵を出し合うといえますか。お金があるわけですから、それをどう活用して効果を出していくかということですから。

例えば、私は、国がいろいろ家庭にばらまくような施策を選挙前やりますけども、余り好ましいとは思っていませんでしたけども、町民の方が実感できる、ああ、そういうのが増えたおかげで私たちも3年間は半額で済んだと。それは、まあ、3年後はどうなるかわかりませんよという話でいいわけですから。

そういうことも含めて、検討されるということですから、内部でしっかり検討いただいて、効果のある使い道をお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○議長（山内 剛） 残り5分でございます。安丸町長、一言。

○町長（安丸 国勝） ふるさと納税がたまたま多くなってきましたけど、これはずっと以前からやっていることにつながりです。例えば、シンガポールに行ったときも随分批判されましたけど、そういうことがつながってきて、今のこういう大きな金額になっていますから、そして担当者がものすごく頑張りましたので、そういうところも議員の皆さんはちょっと評価して、少し褒めてやってください。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 職員の知恵といますか。それで、さとふるに委託をされたということが、さとふるのつながりができたということが、寄附金が増えた、もう本当の大きな要因だろうと思っております。

そういうふうに、過去に種をまいたことが、それに結びついたというふうには捉えておりますから、その分は皆さんとともに喜びたいと思っております。

終わります。

○議長（山内 剛） 時間、あと1分。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 指名されていませんけれど。

工夫をということですが、今回5人の常勤講師をつけていただきました。これは、ほぼ無理です。うちぐらいの自治体で、いわゆる基準外定数として5人も常勤講師を予算つけてもらうちゅうのは、本当望外の喜びでありまして、やっぱりこれがあったからこそその子どもたちへの支援が細かくできるということだと思いますので、それを簡単に充てたというふうなことではなく、やっぱり私たちとしては真剣に考えてお願いしているわけですので、そこはどうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そういうことも合わせて、納税額が増えたことによって、「新たなこういう施策ができました、人を十分に確保することができました」ということはきちっとやっぱり発信していかれたほうが私は、まあ、今日言われましたことをですね。保護者の皆さんにも、学校関係の皆さんにも、そういうことをきちっと発信していただきたいと思います。

終わります。

○議長（山内 剛） これで、長野正明議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩をさせていただきます、再開は午後1時10分から再開させていただきます。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時10分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き再開させていただきます。

なお、一般質問をする前に、午前の長野議員の説明で、下水道についての停止することができるのかの法令的に存在するのかわからないのかについて、法令について田中建設課長に求めます。
田中課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、午前中の長野議員からの下水道は法的に止めることができないと規定されているのかということについて御答弁いたします。

下水道法では、調べましたところ下水道法、下水道法施行令規則におきまして、停止できないというような文言は確認されませんでした。しかしながら、上水道におきましては、水道法におきまして「給水を受ける者が料金を支払わないときは、その者に対する給水を停止することができる」という文言がございます。下水道法につきましては、この停止の文言がございませんので、基本的には休止することができないものではないかというふうに解しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員、よろしいですか。

それでは、1番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いします。安丸議員。

1番 安丸眞一郎議員 質問事項

安全・安心の街づくりの観点から、以下の点について問う。

1. マイナンバーカードの普及の現況と取り組みについて問う。
2. 児童の登下校時の安全について問う。
3. 菊池学童増設にむけた諸課題について問う。

○議員（1番 安丸眞一郎） 議席番号1番の安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり安全・安心の街づくりの観点から、3点について質問を行います。

なお、質問は大項目ごとに進めてまいりたいと思います。

まず、大項目1点目の質問ですが、マイナンバーカード普及の現状と課題について町長に問うものであります。

御案内のとおり、マイナンバー制度は行政の効率化や生活の利便性向上などを目的として、2015年10月からスタートして、国民一人一人に与えられる12桁の番号、いわゆる個人番号制度であります。翌2016年1月からは、個人番号カードの交付も開始となっております。

当町においても、去る2月1日に各種証明書類のコンビニ交付サービスが開始されるなど、住民の利便性向上が図られてきていると認識しているところであります。

しかしながら、マイナンバーカードの申請、取得率が低いように聞いております。そこで、マ

イナンバーカード普及の現状と課題について、2点についてお尋ねをします。

まず1点目は、当町におけるマイナンバーカードの取得状況はどうか。

2点目として、申請取得率向上に向けた具体的な取り組みについて問うものであります。

以上、一次質問を終わります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） ではお答えします。

まず、1点目の当町におけるマイナンバーカード取得状況についてですが、大刀洗町における1月末時点のマイナンバーカード取得状況は、申請件数が1,588件、申請率が10.2%となっており、福岡県全体の申請率13.4%を下回っている状況です。

次に、2点目の取得向上への具体的な取り組みについてですが、本年度はマイナンバーカード取得推進のため、各種証明書のコンビニ交付サービスの開始にあわせ、チラシやポスター、広報紙によるPRに加え、各校区センターへの出張申請を実施し、この1年間で約500人が申請され、申請率は3.3%向上したところです。

特に、本年度は各校区センターに職員が出向いて、申請をサポートする出張申請を計35回実施し、本年度の申請者の約7割、341人がこの出張申請により増加しています。

来年度につきましては、ドリームまつり等のイベント会場や確定申告会場での出張申請を予定しており、更なる申請率の向上を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 再質問ありませんか。安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいま町長のほうから答弁がありましたが、1月末で1,588件の申請数があるということで、県平均の13.4ですかね、よりも3ポイント、3.2ポイントぐらい低いかと思えます。

具体的な取り組みとして広報はもとより、各校区センターでの申請の取り組み、そういったことも含めてかなり交付率が上がってきたというのは、今答弁でわかりましたけれども、やはりこのマイナンバーカード、住民にとって何がメリットがあるのかというのが十分に行き渡らないと、やはり交付率向上というか、申請率向上につながっていかないんじゃないかというふうに思いますけども、住民サイドから見た場合のマイナンバーカードのメリットは何なんでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 安丸議員の質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを持つことのメリットという質問でございますが、マイナンバーカードをお持ちいただきますメリットでは、ちょっと思いつくうちの4点ほど上げさせていただきます。

まず1つ目は、本人確認の際の身分証明書として利用することが可能ということです。特に、

運転免許証を返納された方とか、写真付身分証明書をお持ちでない方には、有効になるんではないかなとは思っております。

2つ目につきましては、各種行政手続のオンライン申請に利用できるということです。平成29年1月にマイナポータルへログインを初め、各種のオンライン申請等に今後利用拡大していくことと思われまます。

続きまして、3つ目でございますが、将来さまざまなサービスがこのカード1枚で利用できるようになる見込みでございます。

今後のサービスの展開によりましては、市町村や国が提供いたします保険証、あるいは病院の診察券、図書館のカードとかそれぞれ必要だったカードが、マイナンバーカードと一体化することで、1枚のカードでサービスを受けることが可能になってくるという見込みでございます。

4つ目でございますが、コンビニ各種証明書の取得でございますが、住民票、印鑑証明などの公的証明書を大刀洗町では2月1日より開始しております、これにより飛躍的に利便性が向上しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 今課長のほうから答弁がありました、やはり私が思うには、住民から見れば、やはりコンビニなどで窓口閉庁時間帯でも証明書類が取得できるという、いわゆる緊急を要するような証明書類発行の際に、不測の際にメリットがあるというのが、住民にとっては一番ではないかなというふうに理解しておりますが、一方、行政の窓口としてのメリットというのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えいたします。

行政としてのメリットは、本人の確認の簡素化及び正確さが向上することで、行政間の情報連携が可能になりまして、正確でスピーディな住民サービスの提供、事務効率が図れるということ、あと各課でここに管理されています個人情報、マイナンバーによりまして同一人物であるということが確認できるようになりまして、公平なサービスが提供できるということでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいま答弁がありました、やはり大刀洗町役場の窓口に限って言えば、やはり具体的に、例えばコンビニで各種証明書の取得が多くなれば、窓口業務の軽減というか、そういったことにも直接的にはつながるんじゃないかなと。

あとは、もちろんマイナンバーカードの制度ができた背景には、国のいわゆる金融機関とのセ

ッティング、マッチングの関係もあろうかと思うんですけども、やはり私たち住民、あるいは役場の職員の方々にとってみれば、そういうふうな一番身近な分であれば、もちろん個人を証明する唯一の免許証等を持たない方については、このマイナンバーカードはメリットがあろうかと思うし、先ほど申しあげましたように、全国のコンビニエンスストアで、例えば町内に住民票を置きながら、町外で生活されている方もいらっしゃると思うし、そういう方がいろんな証明書取得する際には、やはり朝6時半から23時ですか、その間はコンビニエンスストアで取得可能になりますから、そこらあたりが一番メリットではないかなというふうに考えておるところです。

そういう中で、先ほど町長の答弁の中にありましたいろんな出張しての勸奨等で、申請者数が具体的に上がってきたということで、今後も交付率の向上に向けていくということの答弁がありました。具体的に担当課として、また担当課長として、平成31年度にはこれぐらいまでの一つの目標に向かって交付率を上げていくよというふうな、担当課長としてのお気持ちはございませんか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えいたします。

最初の答弁で町長が申しあげられました福岡県の平均が、1月末で13.4%となっており、県内で取得率が一番高い自治体で、今19%となっております。

しかし、久留米市なども来年度コンビニ交付を開始する予定でありまして、当然県平均も今から上がってくると思いますのですが、本町といたしましては、ちょっと今の段階で31年とはちょっと言い切れませんが、当面の間県平均を超えることを目標に掲げて、住民課職員一体となって、できるだけ早く目標を達成できるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいま課長答弁がありました。具体的にはいつまでとは言えないけれども、県平均並みにはという数字も出されましたが、やはりこういったいろんな事業、新たな事業も含めて交付率向上に向けてとか、あるいは先ほどの午前中のいわゆる税の収納率を上げる、そういった具体的な数値が出る分については、やはり年度ごとに目標、具体的な数値目標を上げながら、それに向かって一丸となって取り組むというか、県平均の13.4まで上げようということであれば、今よりか3.2%上げていかにやいかんわけですから、じゃあそれに向けて半期では、四半期ごとにここまできょうやというふうな、何に取り組んでもそういった具体的な目標を上げていかないと、ただ単に「県平均並みには持っていこうと思っております」ということだけでは、やはり取り組み方が違うと思うわけですね。

ですから、私が申しあげているのは、これが平成31年度末だけじゃなくても、例えば2年後

には少なくとも今の県平均の13.4までは持っていくつもりで、これから頑張っていきますとか、そういったところをお聞きしたかったわけです。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。

本年度来のコンビニ交付サービスを開始することもありまして、厳しい勤務体制の中、何とかその時間を捻出して、出張申請を年35回実施してまいりましたが、来年については、ちょっと予算化を行っていませんけど、31年度末に県平均の13.5%を目指して頑張らして、それに届かないような感じでしたら、ちょっと定例業務の負担と予算の兼ね合いを見まして、また出張申請を実施することも検討していきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 課長、すいません、もうちょっと歯切れよくいきましょや。県平均の先ほどは具体的には13.5という答弁ありましたけども、そこまでは頑張って持っていくというふうに、やはり歯切れいい答弁を求めたいと思いますけど、何かそれを目標にしてぐーんとなると、何か尻すぼみのいわゆる担当課を引っ張っていく課長の意気込みがないと、その後に続く担当の方々は、やっぱり困ると思うわけです。

やっぱりしっかりした担当の課長が、「これに向かってやりますよ」というふうに持っていけば、それに一丸となっているような業務あると思うんですけども、全てにおいてそういうことじゃないかと思うんですが、再度の答弁を求めます。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。

31年度までに13.4%を超えるように、住民課職員一同で努力してまいります。

ただ、（笑声）利活用とかを考えて、また申請率を上げる必要が出てくるかもしれませんので、そのときは他課の協力もお願いして、その辺を頑張っていきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 最初はえらい力強い課長の言葉でしたけども、だんだん尻すぼみになって、しまいにはほかの課の協力をということですけど、役場職員の中ではどうですか。カード保持率というのは100%でしょうか、実際問題として。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。

6月の管理職会議で、職員はなるべくとっていただくよう周知したところですが、1月末の時点で町内在住職員46人中、取得済みが8名となっており、取得率にしますと17.4%となっております。2割弱の職員しかとっておりませんので、改めて取得していただくよう再度啓発を

行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 余りにもびっくりした数字で申し訳ない。ちなみに、ここにいらっしやる執行部の方は、全員お持ちですよ。参考までに。

議長、すいません。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） つけ加えて、申請中の方も含んで結構でございます。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。すいません、個別の情報までは、ちょっと把握しておりませんので、申し訳ありません。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 何でこういう聞き方をするかといいますと、やはり町で取り組んでいる事業ですから、やはり議員もそうですけども、せめて議会構成のメンバーは、少なくともマイナンバーカード取得に向けて、やはり限りなく100%に向けて取り組んでいく必要があろうかと思えます。

そういう中で、やはりそれが住民に浸透していく一つのきっかけになろうかと思えますから、それで、先ほどから申し上げられましたように、答弁がありましたように、県平均13.5という数字が出ておりますから、ぜひともそれに向かって担当課としては、一丸となってこれだけじゃありませんけど、ほかの業務ももちろんそうですけども、一丸となって取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。

1点目については、これで終わっていきたいと思います。

次に、大項目2点目の質問であります。

2点目は、児童の登下校時の安全について、教育長に問うものであります。

現在、小学校は原則徒歩での登下校となっておりますが、登下校中の交通事故や犯罪に巻き込まれる事例など、保護者にとってみれば心配なことばかり起きておる昨今であります。

事故や犯罪から子ども達を守るという観点から、以下の点について問うものであります。

まず、町内には4つの小学校がありますが、一番遠くからそれぞれの小学校に通ってきている児童、通学距離はどれくらいあるのか。

次に、児童の成長期に悪影響を及ぼす可能性があるなど、保護者などから配慮を求める声や、医者からの指摘があるということで、重いランドセル解消に向けて、文科省が昨年9月6日に置き勉を認める通知を出しております。それを受けて、当町の対応はどうか。

それから、3点目は、児童が犠牲となる犯罪事案が多くなっているが、当町における防犯対策はどうか。

それから、最後に4点目は、犯罪を未然に防止する観点から、特に新1年生に防犯ブザーを配布する考えはないか。

以上、4点について教育長の考えを問うものです。答弁を求めます。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

まず、小学生の一番遠い距離はということですが、個別の学校名が必要ですか。大体1.8キロから2.2キロ、学校によって違いますけれど、という状況です。

2点目の重いランドセルの解消の置き勉の話ですけれど、文部科学省から「児童生徒の携行品に係る配慮について」というのが、県を通じて周知の依頼がございましたので、各学校で必要に応じ、適切な配慮を講じるようお願いしているところであります。

各小学校では、学校で保管するものを決めたり、あるいは週末に持って帰るものが重ならないように、時間割の配慮等を行っているところです。

また、重たい物、大きい物を持ってくる必要がある場合は、早目に保護者へ伝えて、日程に余裕を持たせ、一度に多くの物を持ってこないでいように配慮しているところです。また、学期末も同様に、早目に1つずつ持って帰るようにしております。

3点目、児童が犠牲となる犯罪が多くなっているということで、防犯対策についてのお尋ねです。

小学校では、日ごろから児童に対して1人で行動しない、登下校は複数で行うこと、気になることは必ず家庭や家族や教師に話すように指導を行っているところです。

また、警察署に御協力をいただきまして、不審者対応の指導をしていただき、不審者情報の連絡が学校にあった場合は、スクールサポーターに報告し、内容によってはパトロールを要請するなどして対応しているところです。

また、保護者へは安心メールでお知らせをしております。

次に、4点目の新1年生への防犯ブザーの配布の件なんですが、新1年生に防犯ブザーを配布する予定は、今のところございません。毎年新1年生、日本マクドナルド株式会社から、地域の皆様とともに、安全で安心なまちづくりを目指し、「子ども110番の家」関連事業への支援の一環として、「安全笛」を寄贈していただき、新1年生に配布しているところでございます。

また、各小学校では今年度の11月から、PTAの御理解のもとに、学校防犯システムが「ツイタもん」を導入いたしまして、学校の校門や昇降口に防犯カメラを設置しております。児童が専用のICタグをランドセル等につけて登下校すると、登下校履歴が学校にある専用パソコンに

記録されるというシステムでございます。

「ツイタもん」専用のＩＣタグ自体につきましては、保護者が申し込みを行った児童に６年間無料貸し出しをされます。また、専用パソコンや防犯カメラについても、無償で設置されております。希望される保護者には、有料でございますけれども、月４３２円で児童が校門や昇降口を通った登下校時間をメールで受信できるようになっております。

入学説明等で、「ツイタもん」の案内を行っておりますので、より多くの保護者の方にお申し込みをいただけるということを希望しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（１番 安丸眞一郎） まず、通学距離の関係は、平均で今答弁がありました。私なりにそれぞれ各小学校の遠方から通うであろう地域の距離を見てみますと、本郷小学校の中でいえば、春日地区が大体２．４キロぐらいあります。

稲敷地区が２．０キロ、それから大刀洗小学校では、高樋７区が２．４キロ、それから大堰小学校、高食が２．２、それから菊池小が山隈の中島という南側ですけれども、大体２キロということで、朝の登校のときは何でこの通学距離を聞いたかといいますと、やはりほかの項目との関連があるんですが、朝の登校のときには、比較的同時も周辺も明るいので、そういう比較的問題もないかと思うし、また、地域の見守り隊の方とか、協力を得て登校を見守っていただいております。

そして、だんだん集団登校となれば、そこから人数はグループで登校しますから、後の犯罪の問題とか、あるいはその他の問題にしても、危険は比較的回避できるかというふうに考えているところですが、関連して通学距離の関係で出てくるのは、项目的には申し上げました２点目の部分ですね、最近いろいろマスコミ等でも取り上げられておりますけれども、やはりランドセルの重さで、これは先ほど教育長答弁がありましたように、文科省の置き勉の関係もあって、それぞれ各学校でＰＴＡ、保護者とも話し合いながら、一度にかさばらないようにということで配慮されていると聞きましたけれども、やはりこれは昨年１０月に放送があったNHKの番組の中では、日本赤十字医療センターの先生が言われたのには、１つの目安として体重の１５％以下というのが出されておるようです。

具体的には、１年生が３．２キログラム以下、それから順次学年が上がるごとに０．５キロぐらい増加していくわけですが、６年生が５．７キロ以下が一つのランドセルの重さの目安になっているようです。

ランドセルそのものは、日々改良されて軽量型が出ておりますが、やはり小学校の授業時数の増加、あるいは教科書がカラー化されたこと、それからサイズがＡ４サイズとか、比較的教科書

類が大きくなってきたにもかかわらず、授業時数が増えてきたことで、やはり1日にからって通うランドセルの重さが負担になって、成長期の子どもに悪影響を及ぼす可能性があるということが懸念されているようです。

そういうことで、学校に必要、家に持って帰って宿題に必要な本とか教材については、置いて帰るように指導するというふうなことで、通知が出されたというふうに理解しておりますけれども、そういうことで、今現在小学校において特に心配が出てくるのは、下級生、特にこれから4月から入学する1年生の保護者の方が、一番心配されるというふうに思うわけですね。

ですから、そこらあたりの各学校への教育委員会からの指導なり、そういったところは具体的にはどういうふうな各学校への指導をされているんでしょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

これは昨年度も議員おっしゃったように、9月に発出された文書でございまして、これは既に一つの文化として定着しております、大型の本とか、あるいは道徳に関する本とか、宿題とかに適さないようなそういったものについては置いておりますので、引き続きそのように対応するというふうに思っております。改めて指導しなくても、それは去年の9月の通知が生きておるわけですので、そのように対処してくれるだろうというふうに思っています。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいま答弁がありましたように、もう既に各学校でそういう対応をされているという理解をしておきたいと思えます。

いずれにしても、先ほどから申し上げますように、やはりかなり重たいランドセルというか、そういう教科書等を背中にしょって、2キロ近い道のりを子どもの足ですから、低学年になれば本当に40分、50分近く通学に要する時間に、要は毎日荷物をしょってというか、そのことによって足腰が強くなるということも事実あるかと思えます。

しかしながら、学年に応じた荷物の重さというか、そういったことも今後も保護者と連携をとりながら、配慮していただきたいというふうに思っているところです。

それでは、3点目の大刀洗町の防犯対策の関係です。これについては、先ほど答弁がありましたけれども、安心メールであったりとか、あるいはツイタモンの利用というのが現在されているというふうに思えます。

それはそれとしていいとして、4点目との関連がございましてけれども、やはり防犯カメラであったりとか、ツイタモンというのは、結果的にその犯罪に遭遇するというか、現場での対応じゃなくて、結果としてしか見えないわけですね。

ですから、一番私が申し上げたいのは、4点目のところになるんですけども、今現在は先ほど

答弁がありましたように、マクドナルドさんからの寄贈による防犯笛と申しますか、安全笛が新1年に配布されているということをお聞きしました。

これは、持っていないよりか持ったほうが良いと思うんですけども、やはりいざ不審者なり、そういったことに遭遇して低学年が襲われた場合、特に新1年生に寄贈による笛が配布されているということですから、そういう場面に遭遇したときに、果たして笛が吹けるだろうか。いきなり大人であったり、要はその通学している、下校している子どもに襲いかかった場合に、果たして笛が吹けるだろうかということも、本当に心配なんです。

実際問題として、これは吹けないだろうと思う。ですから、私は今いろいろと商品化もされておりますけれども、新1年生、新年度は大体150から160ぐらいの新入生があらうかと思えますけれども、そういった新1年生に、やはり防犯ブザーを町からも貸与するというふうなことも、今後検討する必要があるんじゃないかなと。子どもたちを危険から守るということを、そういう思いがあるんですが、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

防犯ブザーがつけば、じゃあ安全かという、恐らく硬直した場合はその防犯のブザーを操作することも難しいと思います。それは笛であろうとブザーであろうと、ほぼ変わらないと私は認識しております。

それよりも昨日ですかね、県の安全協会かな、そこから「いかのすしだいすき」ですかね、そういったような、どんな場合にどんなことをしなくちゃいけないというのは、新1年生全員に、4万何千人ですかね、クリアファイルを配って、「新1年生の交通安全とか登下校の安全についての指導をお願いします」というふうになっておまして、当然物を持たせるというよりも、それをそういったことを通じて指導することのほうが、より重要ではないかというふうに思っていますので、現在のところ予算化もしておりませんが、将来的にはどうか分かりませんが、現在のところ考えていないというところです。それよりも、指導を徹底させてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいま教育長の答弁にありましたが、やはり笛でも防犯ブザーでも、そういったことに遭遇すれば、機能を使えるかということは、それはわかりません。

しかし、持っていないよりか持ったほうがより安全というか、周りの大人に知らせることもできるから、そういったことで申し上げておりますし、そこらあたりは登下校中の安全に関する教育指導も重要です。並行して検討していただきたいというふうにあえて申し上げておきたいと思っております。

今のところは教育長としては、検討してないということでありますけれども、やはり今後そういったことも、防犯ブザーの対応についても、子どもを安全に守るという立場で考えていただきたいということをあえて申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

3点目の質問であります。大きく3点目の質問ですが、菊池学童増設に向けた諸課題について教育長に問うものであります。

放課後学童保育所は、4小学校それぞれ設置されて、これまでは利用する児童の保護者が中心となって運営されていましたが、現在はNPO法人クローバーキッズ大刀洗が運営をしております。

今回の3月議会において、新年度の事業として菊池学童保育所の増設が予算化されているところです。

そこで、菊池学童増設に向けた諸課題について、教育長にお尋ねをしたいと思います。

まず、菊池学童の現在の利用者数は何人か、また新年度の見込みはどうか。

次に、学童増設までのスケジュールは怎么样了のか。

それから、3点目は、新しい学童保育所ができるまで、就業改善センターの使用の検討もあるようだが、現在の利用団体、あるいはサークルなどとの問題はないのか。

以上のことについて、教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） このことについては、課長より答弁いたします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） すいません。それでは、安丸議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の菊池学童保育者数と新年度の見込みについて答弁させていただきます。

平成31年2月現在、菊池学童保育園の入所者数は63名で、7名の支援員をシフト制で4名配置して運営を行っております。

新年度の入所予定数は、約70名となっております。

次に、2点目の増設までのスケジュールについて答弁いたします。

菊池学童保育所の増設につきましては、国と県の補助を活用する予定としているため、補助金が5月に承認されましたら、補助金申請スケジュールに合わせまして6月に着工、10月末までに完成予定としております。

最後に、3点目の就業改善センターの使用の検討について答弁いたします。

増設工事の完成を待ちますと、入所できない児童が発生することになります。そういう状況を防ぐために、就業改善センターの1室を長期に継続利用することで進めております。

センターの管理運営委員会やセンター職員、菊池学童保育所、子ども課で打ち合わせを重ね、

現在センターを利用している団体などに御迷惑をかけないような方法を検討し、地域の皆様の御理解と御協力をいただけるように取り組んでおります。

以上で答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ただいま答弁ありましたけども、利用者数的には新年度は、70名の学童の見込みということで答弁があったかと思えます。

そうなりますと、具体的には菊池学童の増設によって、2つできるわけですけれども、それぞれの保育数といいますか、受け入れ数はどうしてお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 菊池学童保育所のほうが完成いたしましたら、約35名ずつ入りさせていただくような形になるかと思えますが、就業改善センターで一次的に学童保育所を開設する場合は、3年生から6年生の高学年というか、で11名から12名ぐらいをセンターのほうでの学童保育という形にしていきたいと思っております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 高学年3年から6年の、予定では11名か12名を就業改善センターを長期に利用していくということで答弁がありましたが、今現在が調べてみますと、使われようとする研修室の利用状況が、大体昨年4月1日から半年間の10月末まで、ちょっと聞き取りをしたところ、やはり18件から19件の団体の利用があります。

当然、その間4月から10月末ということになると、その利用のサークルが、どこかの部屋を利用するようになるわけですね。そうなりますと、当然仮に研修室を使っていた方が、大ホールを使うということになれば、今度は大ホールの方がところてん式にどこかで追い出されてとか、調整、しわ寄せ的などころが出てくるかと思えます。

そういうところも含めて、やはりいろんな問題点が運営していく中で出てくるかと思うんですよ。そういうときの解決の窓口といいますか、今は子ども課の子育て支援係で学童保育所のほうはいろいろと作業に当たっておられるかと思うんですけども、校区センターについては、これは別の課になろうと思えますから、そこらあたりのいろんな課題が出てきたときの窓口というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） そういった点も含めまして、もう11月から3回以上の打ち合わせを行っているところです。どうしても研修室を長期に使わせていただくということで、そちらのほうで使用できないという形になってくるかとは思いますが、夏休み等も入って毎日昼間から使用するというときも出てきますので、そういった使用ができない場合は、窓口としては子ども課

のほうで対応したいとは思っておりますが、北山隈の公民館を使用したり等、工夫しながら地域の皆様に御迷惑をかけないような形で、運営を行っていく予定としております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） それで、再度の確認なんですけれども、新たな学童保育所ができるまでの、10月末までの間についてのこの就業センターにかかわる課題が、問題が出たときの窓口は、子ども課のほうでされるということで、再度確認をしたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） はい、うちのほうでそういった御相談等があればお受けして、NPO法人のほうなり、支援員の方、そしてセンター等と一緒に解決していきたいと思っております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） はい、ありがとうございます。要は、菊池の子ども達のことですから、地域の方は協力しないということではありません。

大いに協力はしますけれども、やはり現在の菊池の就業センターで利用されている団体が、特に長期休暇の夏休みとかが、問題が起きやすいかと、10人なり十数人の子供たちが一堂に集まると、やはりご存知のように就業センター広いスペースございますから、はしゃぎ回ったりとか、そういったことも心配するわけですね。

ですから、現在利用されている団体とのトラブルがないように、十分運営されているNPOのほうには、担当の子ども課のほうから、しっかりとそこらあたりの問題が起きないように指導していただくとともに、何か起きたときには、やはり先ほど課長答弁がありましたように、子ども課のほうで対処していくということでございますから、ぜひともそのところよろしく願いしておきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山内 剛） これで安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、10番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

10番 平山 賢治議員 質問事項

1. 消費税増税について
2. 幼児教育・保育の無償化について
3. ふるさと応援寄附金について
4. 自衛官募集について

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。通告に従って質問をさせていただきます。

本日は4点質問させていただきます。

政府は、10月からの消費税増税を予定しています。ただでさえ冷え込んでいる経済を、消費税を増税すれば日本経済に致命的な打撃を与えるという懸念は、消費税増税賛成者の人々も含め、幅広い分野から指摘されているところであります。

2%増税の総額は5兆円に上り、年収300万円以下の世帯では、年8万9,000円余の負担増、収入比では7.6%にもなります。低所得者ほど負担が重く、暮らしを一層苦しめます。最も不公平性が高く、経済に深刻な悪影響を与えるのが消費税増税だと言わなければなりません。

これに加えて、多くの国民や中小事業者に混乱と負担を強いる複数税率の導入、富裕層を優遇し、不正の温床ともなるポイント還元など、重大な副作用が指摘されています。私どもとしては、今回の消費税増税の中止を求め、消費税増税に頼らない税制を示し、景気回復と財政再建の提案を行っています。

さて、前回増税時にも質問をしましたが、仮に消費税が10%に引き上げられた場合、増税による町内への影響も重大です。住民に対しての負担増、そして自営業者さんに対する負担増、この2つが地域経済を直撃します。

そこで質問ですが、第1に町内の小売り店舗数、非課税業者数について、2つ目に税率引き上げ、複数税率、インボイス導入に係る町内業者への影響、3点目に、税率引き上げに係る住民への影響額、4点目に、こうした影響に対する町としての対応は、以上4点について、まず答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この件については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、平山議員御質問の消費税増税について答弁をいたします。

まず、1点目の町内の小売店舗数、非課税事業者数について答弁いたします。

平成28年経済センサスの結果では、町内の小売業事業所数は82となっております。非課税事業者数については、全国で500万余りあるとのことですが、町内にどれぐらいあるかは把握をしておりません。

次に、2点目の税率引き上げ、複数税率、インボイス導入に係る町内業者への影響についてです。

まず、消費の冷え込みによる売り上げの減少や複数税率に対応したレジの導入、経理システム改修などの経費負担増が想定されます。また、インボイス導入により、これまでの非課税事業者も含め、取引先の仕入れ税額向上のためには、全ての事業者が課税事業者として新たに始まる「適格請求書発行事業者」として登録をする必要がございます。

次に、3点目の税率引き上げに係る住民への影響額についてでございますが、国の試算では、税率引き上げによる国民への影響額は約4.6兆円の負担増となるとされており、また、1人当たり年間2万7,000円、1世帯当たり6万2,000円の負担増になると言われております。

次に、4点目の町としての対応についてですが、まず、消費の冷え込みによる売り上げの減少に対する対策としては、来年度も消費喚起のための「プレミアム付き商品券」発行事業を実施する商工会への補助金交付を予定しております。

また、来年度は、新たに消費税率引き上げに伴う、低所得者や子育て世帯への影響を緩和することを目的として、購入対象者を低所得者や子育て世帯に限定した「プレミアム付き商品券」発行の国庫補助事業が予定されており、制度設計の詳細が判明した段階で、補正予算を計上したいと考えております。

また、複数税率に対応したレジの導入等の負担の増加に対しては、中小企業庁が対応レジの導入や経理システム改修への補助を行っておりますので、事業の一層の周知に努めてまいります。

このほかにも住民、事業者の負担軽減を目的とした事業が実施される場合には、関係機関と協力しながら、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） では、順次再質問をさせていただきます。

答弁にもありましたように、複数税率、インボイス導入にかかわりまして、事業者の皆さんへの経費の負担、レジの改修あるいは課税業者への義務化など、大変重大な影響が予定されているところです。また、住民への影響額は、政府の試算によっても1人2万7,000円、大刀洗町の人口では4億円を超える住民への増税の影響があるものと予想されます。

今回、特に増税と合わせまして、今回の大問題がこの複数税率、ポイント還元の問題じゃないでしょうか。買う物、買う場所、買う方法によって、何通りもの税率になり、消費者はもちろん、中小小売店にも混乱と負担を広げることは必至であります。

複数税率は消費税率を10%に引き上げる際に、食料品や定期購読の新聞は現在の8%に据え置くなどというものです。みりんは酒類なので10%で、みりん風調味料は食料品なので8%、宅配の新聞が8%、コンビニや駅の売店で買う新聞は10%となるように、極めて複雑であります。生きた牛や豚、熱帯魚は10%で、牛肉、豚肉や食用の魚は8%になるなど、余りにややこしい仕組みであります。これにポイント還元が加わりますと、中小商店で買った食料品は、持ち帰れば8%の税率から5%の還元分を引いた3%ですが、店内で食べれば10%から5%差し引いた5%になります。フランチャイズのコンビニで持ち帰れば8%から2%を差し引いた

6%、店内飲食は10%から2%差し引いた8%であります。

一方、大企業のスーパーなどでは、持ち帰りでも店内飲食でも還元がなく、それぞれ8%と10%となるなど、ますます混乱を招きます。これに対し、日本商工会議所や日本チェーンストア協会なども軽減税率導入などに反対をしています。世論調査でも、増税はもちろん、混乱を拡大する複数税率やポイント還元反対する声が多数であります。

このように、大変ややこしい制度であると考えます。特に、中小零細企業の業者には非常に過酷なシステムである、先ほど答弁にもありましたように、制度の変更、課税業者への義務化などで多くの人、大変多くの中小企業者が混乱し、また廃業の危機にもあると思いますが、町の認識もそれでよろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、平山議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、インボイスの導入であるとか、複数税率の導入というのは、特に小規模事業者にとっては大変な負担になると私も認識をしております。

これに関しては、町内業者に関しては、商工会が軽減税率の対応に向けて、町内事業者を、今、全力で支援をしておるところでございます。

さらに申し上げますと、軽減税率への対応については、国の税制策に対するものですから、国から県に対してさまざまな依頼がされておるようでございます。

例えば、平成29年には、軽減税率制度実施協議会というものが民間団体、それから国税局、経産省、都道府県の行政機関とあわせて設置されて、情報共有が図られているということがございます。

さらには、リーフレットの配布、広報紙やインターネットへの広報、それから県主催の説明会、こういったものが国から県に依頼をされております。つまり、今回の消費税導入、それから軽減税率、インボイスといった対応については、市町村の役割は極めて限定的というふうに考えております。

先ほど答弁の最後のほうで申し上げました、プレミアム商品券を発行する商工会への補助、それから低所得者、子育て世帯へのプレミアム商品券の発行、最後に、各種事業の啓発、こういったものが町の役割というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 答弁にもありましたように、これ、軽減といっても、もともと増税分を一時お返しするというだけで、このために何百億円も宣伝や制度費を使ってやるというのが、もう全くナンセンスだということは非常に御理解のことだと思えますし、町長においても、

この、非常にややこしい制度であって、特に町内の中小零細業者の方には過酷なシステムだと御理解いただいていると思います。

先ほどからありますように、インボイス、もう一つはインボイスの問題です。

インボイスというのは、消費ごとに消費税率と消費税額を記した請求書のことです。軽減税率に伴い、政府がインボイスを導入する方針であります。御承知のように、業者が税務署に納付する消費税額というのは、売り上げにかかった消費税額から仕入れにかかった消費税額を引いて算出するわけでありますから、現在、全ての商品は8%で統一ですが、軽減税率導入後は10%と8%が混在することになります。これの適正な課税を確保するためとして、インボイスを導入するとしています。2023年には、全ての課税業者にインボイスの発行が義務づけられる予定であります。

このインボイスの導入で大打撃を受けるのが免税業者であります。年間売り上げが1,000万以下の業者には消費税の納税義務を免除することができます。答弁にもありましたように、全国では500万超の業者がこの納税を免除されていますが、インボイスを発行できるのは、税務所に登録された課税業者だけであります。インボイスを発行しない免税業者から部品などを購入した場合、仕入れ控除が適用されず、負担が重くなってしまいます。そのため、免税業者が取引から排除されることとなります。免税業者は、この際、免税業者のまま取引先を失うか、課税業者となるかが迫られます。小規模事業者にとってインボイスの事務負担は重い上に、わずかな売り上げからも消費税を負担することになります。いずれにせよ、廃業につながりかねません。町内外の多くの自営の方からも、これが導入されれば廃業せざるを得ないという声が聞こえてきます。

国会質問においては、売り上げ500万の業者が消費税を価格に転嫁できない場合にどう消費税を納めるのかという質問に対し、麻生財務相は価格に転嫁してもらおうと繰り返すだけでありました。

昨今の日本商工会議所のアンケート調査でも、消費税を価格に転嫁できる見込みと答えた事業者数は、小規模事業者数ほど少なかったとして、価格に転嫁できなければ、身銭を切って業者が払わなければならない、税制が中小企業の生活する権利を奪っていいのかとただしております。

先ほどの答弁では、免税業者、非課税業者が把握できていないということでありましたが、申告の状況でありますとか、あるいは商工会等の商工団体の調査も含めまして、この辺の調査を再度行うべきと考えますが、どうでしょうか。

それと、もう一つは、町内でもこのような状況下で廃業される業者さんが増えてくるのではないかと考えますが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平山議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの繰り返しになりますけれども、中小企業、小売業者、零細企業、そういったところについては、軽減税率、インボイスへの対応は大変重荷になっているものと考えております。

現時点では、平山議員がおっしゃったような制度となっておりますので、市町村としては、いかんともしがたいと考えております。ですが、私の調べたところでは、例えば、先ほど答弁の2点目で申し上げました、対応レジの導入、経理システム改修の補助事業、これについては、もともと3分の2の補助率であったものが4分の3に増額されるなど、対応が手厚くなっております。

また、キャッシュレス手段を使った場合の補助事業等も検討されておるようでございます。現時点では、こういった国の事業を周知していくのが市町村の役割かと考えております。

また、質問の中にありました、免税事業者を把握するべきではないかということでしたけれども、まず、商工会への照会を行いました、商工会でも把握をしていないということでもございました。

今後は、市町村でも取り組めるような事業所を支援するような事業があった場合には、積極的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 地域に根差して、地域の経済、商工業を下支えしていらっしゃる1,000万円未満の中小企業の方々の実態の把握と積極的な支援というのを、また県ともあわせて、本来、この消費税増税自体を中止すべきで、その前提に立っての軽減税率というのも、我々は全くナンセンスであって、行うべきではないと考えていますが、万が一、こういったものが行われた場合に、町として親身に対応していく、そして町内の業者さんを支援して、下支えをして、経営がきちんと続くような支援を行っていただきたい、そのことを申し上げたいと思います。

もう一つ、言わなければいけないのが、消費税増税の根拠が総崩れをしているということです。

ここは町長にお尋ねしたいんですが、町内の景気なりが現在回復しているとの実感や手応えは、今、ありますでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 実感としてはいいとは思えないですね。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 私どもが町内で行っているアンケート調査、それから近隣で行っているアンケート調査でも、景気がよくなったという答えが2%、悪くなったがもう5割に達しています。各メディアの調査でも、7割から8割が景気回復を実感していないとの結果が出てい

ます。

国会では、勤労統計の調査手法の変更への官邸の関与の疑いが極めて深刻になっているとして、予算案の土台が崩れたと指摘をされています。2018年の実質賃金はマイナスではないかと野党が指摘しても数字を出さず、参考人も出さず、論外の報告書で幕引きを図ろうとしているとして、統計の信頼というのは予算案の土台だと、この土台が崩れていると指摘をしております。

私ども、いろんな会合にも、地元の会合にも行きますが、そういったときに保守系の国会議員さんが出て、まず何を言うかということ、地方にはなかなかまだこのアベノミクスの恩恵は届いておりませんがというのは、最初皆さんおっしゃいます。やっぱりそこを言わない、そこはやっぱり皆さんの実感であるから、それを与党の皆さんも言わざるを得ない、それが実態であろうと思います。

こうした審議も明らかになり、消費が冷え込み、賃金・所得が落ち込む中で、今回、庶民に5兆円、さっきの答弁で4兆6,000億円もの増税をかぶせながら、空前の儲けを手にしてある富裕層への課税をかたくなに拒否すると、こんな間違った政治はありません。消費税は全ての人に等しくかかることから、低所得者にとって大変負担率の高い税であります。

一方、ポイント還元はカード所有者や高額利用者への恩恵が高いことから、高所得者ほど利益を得やすい制度となります。すなわち、今回の消費税増税と軽減対策なるものが、より低所得者の生活を悪化させ、高所得者には還元される、最悪の税制と言わなければなりません。

町として、こうした、地方壊し、経済壊しから住民と営利を守ることが今ますます求められていると思います。消費税10%への増税の中止を重ねて強く求めながら、地方からも増税反対の声を上げること、住民の負担軽減の政策、業者さんへの親身な援助と支援の具体化を求めまして、1問目を終わります。

2問目です。一方、今年の10月から消費税増税にあわせて、幼児教育、保育園の無償化が予定されているとしています。子育ての負担を軽減し、子育てしやすい社会実現のため、保育料などの軽減は大いに賛成するものですが、今回の新制度においては、地方自治体の負担、給食費の保護者負担、財源の問題などの課題が指摘されています。

1つ目に、まず消費税増税が財源であること、2つ目に、待機児童が発生しているのに無償化でさらに希望者増が予想されること、3つ目に、新たな給食費等の自己負担が発生することなどの懸念です。

消費税の家計負担増や給食費の負担を考えると、実質、家計の負担は無償化前よりも増加するとも予想されています。

そこで、質問ですが、幼児教育、保育の無償化に係る制度について、1点目に、無償化による需要を見込み、2点目に、町の財政負担見直し、3点目に、給食費の保護者負担について、4点

目に、町として今後の対応、以上4点について、答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） このことにつきましては、課長より答弁いたします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） それでは、平山議員の幼児教育・保育の無償化について答弁いたします。

まず1点目の、無償化に係る需要見込みについて答弁いたします。

今回、幼児教育・保育の無償化は、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し、それ以外の認可外保育施設などを利用する場合の費用も無償化することとなっております。

今回の無償化により、保育園などの需要見込みにつきましては、今年1月に実施しました、子育て世帯向けのアンケート調査の質問の中で、無償化になった際の保育園などの利用希望をお尋ねしております。

現在、アンケート結果の集約中でありますので、需要見込みにつきましては、集約が終わり次第検討してまいります。

2点目の、町の財政負担の見通しについて答弁いたします。

町では、子育て世帯の負担軽減のため、国の基準額よりも低い額で保育料を設定しており、その差額分は町費で負担を行っております。

無償化になった場合、平成31年度の無償化した分は、全額を国が負担することとなっているため、国が負担する場合、国の基準よりも保育料を低く設定している大刀洗町では、町費で負担している分が無くなることで財政負担が減ることは見込まれます。しかし、32年度以降につきましては、保育料に加え、町が現在負担していない認可外保育施設などを利用されている子どもに対する無償化の費用負担が想像されることから、前年度に比べると町の財政負担が増えることが見込まれます。

3点目の、給食費等の保護者負担についての見通しについてです。

今回、無償化では、給食費や行事費、バス代など、保護者から実費で徴収する費用については、無償化の対象外となっております。現在、給食費は保育園を利用している3歳から5歳の子どもは保育料の一部に含まれており、幼稚園や認定こども園などを利用している子どもは実費徴収として保護者が負担していることから、無償化の際にも保護者負担となりますが、現在、国において給食費の免除対象者の拡充が検討されておりますので、町としても国の動向を踏まえながら、保護者の負担について検討していきたいと思っております。

町としての今後の対応について答弁いたします。

無償化については、現在も国で検討が進められており、未確定なことも多いため、今後も情報収集を行いながら、10月の無償化開始に向けた準備を行ってまいります。また、施設整備等につきましても進めていく予定としております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） では、再質問をさせていただきます。

今回の制度改定では非常に問題として、負担割合を見ておられますと、公立保育所への攻撃が非常に強められている、これ、小泉改革のときからであります。公立に多大な負担を強いて、私立化を非常に推奨するような攻撃も強められていると思います。

今回の政策案も、これも含めまして、保育の完全市場化に向けて、公的保育制度崩しという側面もあるのではないか、保育の根幹を揺るがす、非常に課題のある政策だと思っています。

そもそも安倍政権というのは、子ども・子育て新制度の導入時に、これ、2015年ですが、低過ぎる職員配置基準の見直しなどの質の改善を、消費税が10%になったらやると公約していました。この約束は棚上げがされています。

無償化あるいは負担軽減というのは歓迎すべきですが、多くの自治体も考えているように、現在、緊急の課題は認可保育園の増設と保育士の確保、待遇改善であります。

他の自治体を見ていますと、お隣にもあるんですが、待機児童は市内で多数発生しているのに、保育士さんが集まらずに定員割れしている保育園が多数あるということで、国に対して、こうした問題に対して一刻も早く適切な予算措置を求めるとともに、町でも独自にでき得る取り組みに力を尽くしていただきたいと思います。

たびたび課題となっております、前回からいろいろ御答弁いただいておりますが、この保育士確保の問題について、人材バンクや家賃補助、奨学金支援などの取り組みをさらに推進願いたいが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 保育士確保について答弁いたします。

平成31年度の当初予算に計上させていただきました、保育士確保対策等も含めまして、そういったことを十分に情報発信して、保育士が大刀洗町で働いていただけるような形で行っていきたいと思いますし、また、県でこういった保育士確保なり、待機児童対策ということで、去年の年度末より県全体でそういった話をする場を設けていただいております。

その中で、保育士確保部会や待機児童部会等、県の情報を共有しながら、ほかの市町村でやられている先進的な事例等がありましたら取り入れて、対策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） ありがとうございます。保育のあり方というのは、子どもたちの命と健康はもとより、町の未来も左右する非常に重要な分野だと思います。無償化よりも、まず保育士の待遇改善じゃないか、保育士の確保じゃないか、こういう声も現場からたくさん聞こえてきます。これで無償化になって、保育士はいらっしゃらない、で、希望者がまた増えてくると、これでどういうふうになり立つ、やっていくのかというのは、現場の、大変深刻な声です。

私たちが保育士の待遇改善・確保について、いろんな情報を得ながら、本来はこれ、国の責任でやっていくべきことであります。そして、私たちが公的保育を守れと、よりよい無償化ということで声を広げていきたいと思っております。引き続きの御努力、よろしく願いいたします。

3点目に、ふるさと応援寄附金についてであります。

ふるさと納税制度が全国的にいろいろ注目を集めています。自治体への寄附であるこの制度は、第1次安倍内閣で総務省だった菅義偉官房長官が発案したとされております。当町においても、今年度が10億円、30年度末の積立高見込みは4億3,000万円に達する見込みと聞いております。

ふるさと応援寄附金制度は、募集の方法や返礼品の高額化、インターネットでの競争などで、これまで加熱の一途をたどってきました。

一方、いただいた寄附金については、一部の事業に充当しているものの、今後の見通しについては、先ほども答弁ありましたとおり、多くが定まっていません。

そこで、他議員の質問とも重複するかと思いますが、第1に、寄附金の受け付けについて現状と方針、第2に、寄附金の活用について現状の方針、特に住民の負担軽減に関する活用について答弁をお願いいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、答弁いたします。

まず1点目の、寄附金の受け付けの現状と今後の方針であります。

先ほどの長野議員の一般質問で答弁しましたとおり、大刀洗町では、寄附の際、1つ目、環境、防災、インフラ整備など、「豊かな自然が息づく環境づくりに関する事業」、2つ目、健康、福祉、教育、スポーツなど、「健やかな個性が輝く人づくりに関する事業」、3つ目に、産業振興、地域コミュニティ推進など、「次世代に伝える地域づくりに関する事業」、4つ目に、指定はなく、町が使い道を決める「ふるさと大刀洗応援のため」の4項目の中から選択していただいております。

今後につきましては、本年度、第5次大刀洗総合計画の策定に伴い、新たな基本目標を策定しましたので、ふるさと応援寄附金の活用項目を4月以降は、1つ、「豊かな暮らし」に関する事

業、2つ、「輝くひと」に関する事業、3つ、「繋がるまち」に関する事業、4つ、指定がなく、町が使い道を決める事業に改正する予定です。

次に、2点目の寄附金の活用について、現状と今後の方針についてですが、これも先ほどの長野議員の一般質問で答弁しましたとおり、ふるさと応援寄附金の活用については、昨年度実績では小中学校の教育費に3,780万円余、ドリームまつりや地域ブランド推進費などに496万円余、今村天主堂の耐震診断や町立図書館の図書購入費などに440万円、少子化対策、子育て支援に80万円余の計4,800万円を活用させていただいております。

また、今年度の予算ベースでは、空調整備を初め、小中学校の教育費に2億2,164万円余、今村天主堂の耐震診断やトイレ改修、運動公園の改修などに2,237万円余、各種証明書のコンビニ交付に2,192万円余、子育て支援に1,279万円余、その他、本郷駅の自動車待機所の用地購入費に995万円の、計2億8,869万円余の活用を予定しています。

今後につきましても、子育て支援や教育環境の充実を中心に、町の重要施策の財源として活用してまいりたいと考えております。

なお、ふるさと応援寄附金を住民の負担軽減に活用してはどうかとの提案については、ふるさと応援寄附金は、寄附者の善意に基づく1回限りの寄附の積み重ねであり、その性質上、将来にわたり安定的に寄附額を見込むことが困難なことや、ふるさと応援寄附金が減少した際の地方交付税での補填措置がないことなど、安定的な財源とは言えないことから、住民負担の軽減等も経常経費に充当することは、財政運営上、好ましくないものと考えています。

このため、ふるさと応援寄附金については、新規事業を始める際に係る臨時的な政策経費などを中心に充当してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） ありがとうございます。もともとこのふるさと納税の設立の背景には、国の地方財源の削減が背景にあると思います。

住民税などの地方税は、自治体の行政サービスの費用を住民が負担し合う仕組みであります。ふるさと納税を利用しますと、寄附額の多くが住民税などから控除されます。住んでいる自治体のサービスを受けるのに、そこには住民税を十分に払わないという事態が起きます。また、納税額の多い人がより返礼品などのお礼を受け取れ、高額納税者の節税、返礼品受け取りのための、本来の制度から逸脱した運用がなされているというのが実態じゃないでしょうか。

ふるさと納税を自治体が競い合った結果、都市部では、地方に寄附する住民が多く出ました。行政サービスの財源が大幅に減った自治体も出るなど、弊害が目立っています。私どもは、返礼品競争の過熱防止や富裕層優遇とならないよう仕組みを見直すなどを求めています。

それで、活用方法につきましては、先ほど他の議員への御答弁をいただきましたので、聞いていました。先ほど負担軽減については、恒常的経費であるからということで答弁があったんですが、実際に、現在の充当の状況を見ても、給食費の補助等にも使われていると私は認識しているんですけども、そこはどうなんですか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、過去において給食費の軽減にこのふるさと納税を充当したということはございました。ただ、今、町長のほうから答弁いただきましたとおり、基本的には、経常経費ではなく政策経費、町の重要施策のほうの政策経費に充当するというふうな考え方で、今後、充当してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 子育て支援ということで、こういった負担軽減に使われるということは、寄附していただいた皆さん方の意にもかなうし、また何より、やはり、ふるさと納税でまず住んでいらっしゃる住民の方の暮らしをよくするということが第一義的な課題だろうと思いますので、こうしたものに、先ほどの議員もおっしゃいましたが、例えば、恒常的経費には使え……、まあ、使うのはちょっと難色はあるということですが、例えば、この基金の一部を特定の用途のために一部を切り離して、それにその財源を基に5年計画、10年計画でこうした給食費への補助の追加ですとか、あるいはその少人数学級への対応などを、すみません。これはちょっと別でした、すみません。今のは間違い、今のは取り消します。

こういう給食費への補助ですとか、そういったものへの5年間に限り、この財源を活用して行く、10年間に限り行く、その間にこうした、さらに国からの措置を目指すということは、例えば、住民の皆さん方のニーズをよく聞いて検討すると、この、先ほども答弁がありましたが、そういったことというのは、住民の方からも喜ばれるし、住民の皆さん、ふるさと納税の意にもかなうことだと思うんですが、この辺については、再度いかがですか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるように、そういう考え方も一つの考え方だろうというふうには思います。ただ、例えば、期限を切って3年間に限り、あるいは5年間に限りということで、住民負担を一定程度、ふるさと納税を財源に軽減するとしたときに、じゃあ、3年後、5年後どうするのか、ふるさと納税の寄附額が少なくなったときに、その時点で、じゃあ、その住民負担軽減を打ち切るのかという問題が出てきますので、そこはやはりある程度、将来的な見通し等がつかないと、なかなか判断しづらいのかなというふうな感想を持っております。

いずれにしても、ふるさと納税の使い道につきましては、いろんな御意見等ありますので、今後とも、町の内部でふるさと納税の使い方が、どういうのが望ましいのかというのは、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○教育長（倉鍵 君明） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 特に、仮に消費税が上がるということになれば、先ほども申し上げましたように、住民生活あるいは業者の生活にも大打撃が発生するわけであります。これの軽減税率というのが、もう非常にこうばらまき型、富裕層型のものでありますから、こうした、もし、政府がこういったものを強行した場合に、住民生活をいかに守るか、こうした負担増をいかに守っていくか、それから、先ほど申し上げました、保育についても負担がどうなるかわからないということで、こうした今回の消費税引き上げ、あるいは保育の無償化と実費の負担ということを鑑みれば、こうしたものに対して、ちょっとこのふるさとの応援寄附金というものを何年か、一時的であっても措置していくと、こういう考えはあると思うんです。そういったものをちょっと国の動向を見ながらというのを多分おっしゃったと思うんですけれども、今回、これ、国がやってくるのであれば、そこにきちんと手当をするような検討をぜひお願いしたいと思います。

それから、住民の方にもよくよく意見を聞いてどういったものが、例えば、短期間でもいいから何かを求められているのかということ、よくお話を聞いていただきたいと思います。

先ほど少人数学級への人的配置ということで、ふるさと応援寄附金からの充当ということもありましたので、今後も、こうしたすばらしい講師配置ということについては、今後も同じ条件で継続をと、同じ、多くの方がこれは願っていると思います。この見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

恐らく教育委員会としては、ずっとそういうふうな、少人数学級というか、を続けられるようにしていきたいというのが、教育委員会の意思だろうとは思っております。ただ、財政当局としましては、今後の全体の財政状況なり、あるいはふるさと納税、寄附金の状況等を総合的に勘案して、単年度、単年度、判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 今回の質問も全部突き詰めますと、全て国の責任でやるべきことが、財政や人的措置がされておらず、市町村にかなりの負担がかかっているということは御理解いただいていると思います。

やはり、この、国の財政の使い方といいますか、税制の集め方も使い方もどちらも間違っていると、下から集めて上に使うと、これ、どこに、世界でなかなか珍しい国だと思います、こうい

うのは。だから、格差は広がるし、景気なんか良くなるはずもない。統計を改ざんしてまで景気が良くなっているように見せかけるけれども、結局、実感としては全く良くなっていないというのが本当のところだと思います。

こうしたせつかくのふるさと納税制度は、私ども、必ずしも賛成するものではありませんが、いただいたものを住民や議会からの提案、実感もよく聞いて、有効な活用を引き続き求めるものであります。

4点目です。昨今、安倍首相の自衛官募集に関する発言が注目を集めました。自衛官募集をめぐる首相の発言は、1月30日の衆院本会議での答弁や2月10日の党大会での演説などで繰り返されてきました。

党大会の演説では、安政法制の成立に触れた上で、「憲法改正に取り組むときが来た」と強調し、「新規隊員募集に対して都道府県の6割以上が協力を拒否しているという悲しい実態があります。この状況を変えようではありませんか。憲法にしっかりと自衛隊を明記して、意見論争に終止符を打とうではありませんか」と述べています。

そこで、当町では対応の現状と今後の方針を問うものであります。答弁、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、平山議員の自衛隊募集についての答弁をいたします。

自衛隊募集に対する町の対応の現状と今後の方針についてですけれども、現在、自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、自衛官募集相談員を町長と自衛隊福岡地方協力本部長との連名で委嘱するほか、広報紙への自衛官募集記事の掲載、募集ポスターの掲示等を行っております。

また、自衛隊福岡地方協力本部から適齢者情報の提供依頼については、法的根拠に基づきまして、適齢者の住所、氏名、生年月日の情報を提供しております。今後も引き続き、同様の募集事務及び情報提供を行う予定でございます。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） では、再質問させていただきます。

首相が自治体の協力拒否として念頭に置いているのは、先ほどおっしゃった、新規自衛官適齢者の氏名や住所、性別を記した名簿の提供だと思います。先ほど答弁にもありましたように、自衛隊法は、市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務を行う——97条——と規定しています。しかし、同法施行令は、自治体が自衛官募集の広報などを行うことを定めてはいるものの、名簿提供に関しては、防衛大臣は都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる——120条——としているだ

けであります。

自治体に名簿提出の要請に応じる義務は記されていません。全国で多くの自治体が個人情報やプライバシー権を保護する観点から、本人同意なしの情報提供に応じていないことは、私は当然だと思います。今は、提供していらっしゃるというお答えがありましたが、この法と施行令を見る、解釈する限りでは、市町村にはこの名簿の提供に応じる義務はないと思いますが、その見解はいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 本町の担当は、自衛官の募集担当は総務課で行っておりまして、総務課の見解としては、自衛隊法施行令第120条に基づきまして、防衛大臣は自衛官の募集に関し、必要があると認めるときは、県、市町村長に対して必要な資料の提出を求めることができるということになっておりますし、また本町からも毎年1名もしくは2名、自衛官に入隊されている事情も踏まえて、町としては情報を提示するというで解釈しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 繰り返しになりますが、多くの自治体では、本人同意なしの情報提供に応じていないということが当然だと思います。

安倍首相の言い分は、「9条があるから自衛官が集まらない」などと発言していますが、全くこれは逆であります。自衛隊を9条に書き込んで、海外の戦争にも歯どめがかからなくなるなら、ますます自衛官への応募は少なくなっていくことでしょう。

今、多くの自衛官の皆さんは、日本の安全を守り、国民の生活を守り、災害救助の手助けをしたいと思って自衛隊に入って活動していらっしゃいます。そうした人々を今の政権は日本と何の関係もない海外の戦争に駆り出し、血を流させるようなこの改憲は絶対に許してはなりません。

戦前戦中、自治体労働者や市町村は、戦争推進体制の下部機構として召集令状を発行し、国民を駆り出す役割を強制されたことへの痛烈な反省があります。二度とそのような惨禍を繰り返さないため、町長を初め、自治体労働者の皆さんの賢明な判断を求めるものであります。

何より首相が執念を見せる9条改憲の狙いの一つは、まさにこの、若者である新規自衛官の適齢者名簿を、自治体から強制的に提出させようという本音が込められていることを示しているのではないのでしょうか。しかも、その口実は、改憲運動を繰り返す団体が主張していることの受け売りであることもわかりました。この危険きわまりない安倍改憲を許さないことが重要なことになっています。9条改憲の狙いの一つが、戦争する国づくりへ自治体を丸ごと協力させ、若者を戦場に駆り出すということが明らかになったということです。

全国でも、情報提供に反対の声が広がっています。憲法尊重義務のある自治体は、この名簿提

出の要請に従うべきではないと思いますが、再度申し上げますと、提出を求めることが「できる」と書いてある。これに対して、提出の義務というのは書いていないというふうに捉えられると思いますが、その辺、再度、いかがですか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 平山議員の御意見を参考にしつつ、今後とも現状のまま、資料の提出をしたいとは考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） もう一回お願いします。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 平山議員の意見は、御意見として参考にさせていただきます。対応については、今後とも現状のまま、資料の提出を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 繰り返しになりますが、多くの自衛官の皆さんは、日本の安全を守る、国民の生活を守り災害救助の手助けをしたいということで、日々頑張っていると思います。そうした自衛官の皆さんを日本と何の関係もない戦争に駆り出す、その手段として9条を改憲して、自治体に強制的に若者の名簿を出させようと、これが今の安倍改憲の真の目的であるということが、もう本人の口から明らかになりました。

自治体は、こうした安倍内閣の要請には、今、決して乗ってはならないと思います。それは、法律にもそうした義務はありません。そのことを再度申し上げて、何より住民の生活と安全を守る立場で、自治体としても、こうした要請に強く反対することを申し述べて、私の質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時44分
